

平成30年第10回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月19日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	12月20日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	12月20日 17時06分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員	9	内田竹保議員(午前欠席)		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	建設課長	金城 和廣 君
	教育行政課長	新城 米広 君	建設課参事	知念 利次 君
	会計管理者	山城 直也 君	農林水産課長	西江 忍 君
	公営企業課長	東江 民雄 君	福祉課長	亀里 裕治 君
	商工観光課長	万寿 祥久 君	住民課長	島袋 英樹 君
	医療保健課長	宮里 政喜 君	農業委員会事務局長	宮里 正邦 君
総務課長補佐	平敷 兼清 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成30年第10回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成30年12月20日（木）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（4人）
第2	報告第11号	伊江村総合運動公園野球場整備工事（土木H29国債）の専決処分の報告について
第3	認定第7号	村道の路線認定について
第4	議案第71号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第5	議案第72号	伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第73号	伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第74号	伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第75号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、平成30年第10回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。 (開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

6番 山城善彦議員の登壇を許します。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

おはようございます。西小学校の皆さん、きょうまた傍聴ありがとうございます。

それでは通告に基づきまして、2件の一般質問を行います。

1. MESHサポートへの運航支援についてであります。

去る9月22日の新聞報道に「公的補助絶えへり断念」の見出しで「MESHサポートが資金難のため、へりによる救急搬送を終え、11月1日から飛行機での救命活動に事業を移行する」とありました。

私はこれまで、平成29年3月、9月定例会と2度にわたり、MESHサポートへの運航支援について、一般質問をさせていただきましたが、今回のへり事業の撤退は残念であります。前回、私が質問をさせていただいてから、約15カ月が経過しておりますが、この間、北部広域市町村圏事務組合での協議に進展がなかったものと推測されます。そこで次の2点について、村長にお伺いいたします。

①北部広域市町相国事務組合での協議内容について

②伊江村としての今後の方針について

次に2.「収入保険」の保険料掛金助成についてであります。

平成31年1月から沖縄県農業共済による、農業経営全体(青色申告書)を対象とした「収入保険」が始まります。この保険は、畑作物、野菜、果樹、花卉、たばこ等、他種多様な農産品目を対象としており、自然災害や価格低迷等による農業収入の減少を補填し、農業者を支援する保険であります。しかし保険料の掛金が高いため、収入保険への加入者が少なく、農家からは村への助成を期待する声が多々あります。そこで、農家所得の安定や青色申告の推進を図る観点からも、保険料への助成はできないか、お伺いいたします。

以上、2点であります。よろしくお伺いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

おはようございます。本議会を傍聴されております西小学校6年生の皆さんには、本日の傍聴を通して、村政あるいは議会、議員の活動に理解と興味を持っていただければと思います。それではお答えをさせていただきます。

山城善彦議員の「MESHサポートへの運航支援について」に、お答えをいたします。

御承知のとおりMESHサポートは、平成29年4月から資金不足のため運休していましたが、平成30年3月から運航を再開し、8月末まで救急搬送事業を実施してきました。しかし運営資金は個人寄付や企業寄付が主体のため、9月には再度資金不足になり運休をしております。

その後、へりのリース料等の費用経費を節減するために、へりから飛行機に機種を変更し、11月から救急搬送事業を再開をしているところであります。3月の再開から8月末までのへりによる搬送実績は21件あり、そのうち伊江村からの搬送は13件となっております。今回のへりから飛行機への変更は非常に残念ですが、幸い伊江村には伊江島空港がありますので、飛行機による救急搬送はできますが、今後もへりによる

救急搬送が再開できるよう、北部広域市町村圏事務組合の理事会でも強く働きかけていきたいと考えております。

それでは、1つ目の「北部広域市町村圏事務組合での協議内容について」にお答えをいたします。

去る12月4日に、北部市町村会総会終了後に救急搬送事業の今後について、MESHサポートへの支援も含め意見交換会を行いました。これまで実施してきた「多目的ヘリ運航事業」の翌年度以降の北部連携促進特別振興事業での事業採択に向けて取り組む状況になりつつありますが、事業主体や費用負担などいくつかの課題等について議論する必要があるとして、次の会議で最終結論を出すこととなっております。

次に、2つ目の「伊江村としての今後の方針について」に、お答えをいたします。

現在、沖縄県のドクターヘリも運航しておりますが、北部地域におけるヘリによる救急搬送体制は北部へのドクターヘリ、あるいは防災ヘリの導入までの期間は必要だと考えております。

MESHサポートがヘリ事業から撤退した現状では、再開に向けては多くの課題、問題等がありますが、まずは北部連携促進特別振興事業での事業導入に向けて、主体的な役割りを果たしてまいりたいと考えております。

2点目の「収入保険」の保険料掛金助成についての御質問に、お答えをいたします。

「農業災害補償法の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に成立し、新たに収入保険制度が導入され農業共済事業とあわせた農業保険法が、平成30年4月1日に施行されました。

農業は自然災害の影響を受けやすい産業であることから、そのリスクに備えるため、公的な保険制度として、農業共済制度が設置されていると考えております。

また、平成31年1月からは、自然災害による収量減少に加え、価格低下なども含めた収入減少を補償する収入保険制度が導入されます。

農業保険以外の特別な対策は、過去に例のないような甚大な災害が発生した場合に限られることから、災害対策等としては農業者みずからが不測の事態に備え、農業保険に加入して備えることが基本と考えております。したがって、農家個人の収入を補填する新しい収入保険制度の保険料掛金への助成は、基本的に困難だと考えているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

MESHサポートの運航支援について、ただいま御答弁いただきましたが、答弁によりますと、MESHサポート支援も含め、総会終了後に意見交換をしたということではありますが、まずこれまでは9月22日の新聞ですか。それには結局、理事会にも上がらなかったと、MESHサポートについてはですね。そういうことがあります、ということは、この意見交換の中でやはり全体の12市町村の意見が前向きになったということよろしいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

山城議員のただいまの御質問でございますが、理事会のほうではもう既に、過去に多目的ヘリ運航事業については、一定の結論が出ているところであります。そういう中で一番、その救急搬送で恩恵を受けている伊江村としては、御存じのとおりこれまでもこの再開できるよう、理事会あるいは北部市町村会の総会でも要請をしてきたところであります。それから15カ月が経過し、その間にMESHサポートから、ヘリが撤退という部分の事態を受けて、もっと早目にその辺の再開の結論を見出すことができなかつたということにつ

いては、内心じくじたる思いでございます。その理事会の前の北部市町村会の終了後に決定、その辺の部分ではなくて、意見交換会として、首長として、MESHについて、どのように考えているのかということをお互いの素直な考え方、例えば宜野座村、金武町、恩納村については、非常に実績が少なく、なかなか理解、議会あるいは住民の理解が得られない状況があるという部分も背景にありますので、その辺を受けてMESHを含めた北部での救急搬送救命事業について、どのような考え方があるかというようなことを、お互いの考え方を意見交換会でやりましょうというのが、12月4日であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

意見交換会ということであってもやはりそれぞれの各市町村の温度差というものが、その中でも出てくるだろうと思いますが、次の会議で最終結論を出すかと答弁されていますが、次の会議というのは、いつなのか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

まだ期日は決定をしておりませんが、12月4日の意見交換会の内容をもう少し詳しく述べたいと思っております。これまでMESHにつきましても、伊江村としてこれまでMESHを主体としてのこの多目的ヘリ運航事業がなぜ再開できなかったのかという部分は、やはりMESH自体の財政の状態が北部広域圏理事組合のほうに、明確な形での説明がなかったという部分と、今後どのようにして、MESHとしてこの多目的ヘリ運航事業、いわゆる救急搬送事業をどのような体制でやっていくかという部分に対して、明確な説明がなかったということで、次にほかの市町村としても踏み出すことができなかったという部分と、もう一つは先ほど申し上げました各市町村の実績に対しての議会や住民の考え方があるという部分で、なかなか踏み出しきれない、ほかの首長もいたということでございます。

そういう中で、その意見交換会では、離島3村、そして国頭3村、本部町、今帰仁村も含めて、北部における救急搬送事業については、必要性は認めるということでもあります。そういう中で、私も離島3村に伊是名村、伊平屋村の村長とも那覇市で協議をして、離島としてはどうしてもこの救急搬送事業は先ほど書いてあるとおり、新たなしっかりしたその辺の体制ができるまでは必要だという部分で、離島の共通認識として、その意見を申し述べていきたいと思いますので、事前に打ち合わせをして、その意見交換会に臨んでおります。

最初は必要とする市町村で協議会等をつくって、来年度のこの事業採択に向けて、取り組んでいこうという部分で、意見の集約ができそうでしたが、そういう中でもやはり北部全体のまずは広域としてこの事業は取り組むべきだという意見も2町村から出て、では北部広域としての事業主体として取り組むためには、どうしても費用負担の話が出ますので、その費用負担の案について、事務局が4から5つの案を提示をして、次の会議で参画する市町村だけで、次年度に向けて事業導入に向けて取り組むか、北部広域全体として取り組むかの結論をするという状況の事態であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

大変申しわけないんですが、昨年からこういうMESHについて質問をしたときに、常に北部広域市町村圏事務組合ですか。その中での協議というのは、確かに必要だと思いますが、それが結構長く、だらだらときたような感も否めないと思いますが、そういった中でこう名護市長も代わりました。という状況があって、

私の中では急進展するののかという期待もありました。ですから今回のこの状況になって、その後12月4日に、意見交換会もしたということで、少しは開けてきたのかという感はしておりますが、ぜひそういった中で、村長が中心になりまして、ぜひ取り組んでいただきたいと。この答弁書の中にもありましたとおり、やはり8月からヘリを再開して、その中で21件の搬送があって、その中の13件が伊江村だったということで、もうこれは伊江村にとっては、数字から見ても必要な体制だと思いますし、また阿部先生のほうも、やはりこれは絶対必要だということで、それを言っています。この間またちょっとかぶるといいますか。ドクターヘリ、救急搬送ME SHが休んだとき、休むといえますか、その間にドクターヘリを要請したときに、いろいろとほかとかぶったり、いろんな状況があったということで、少し聞いてみましたが、期間中、やはり21件の中で13件が伊江村と申し上げましたが、そのなかでかぶったのが10月に2件ありました。これは定期フェリーと、あと機体不具合で時間待ちだったということもあったり、そして11月には4件あって、救急搬送艇へ変更したと。そして出勤中のために時間待ちは2件あったと。また定期フェリーへの変更もあったということで、変更といえますか。どうしようもなく、こういうふうになったということが4件もあって、今回は大変な事態にはならなかったわけですが、救急搬送というものは、やはり時間的なものでありますから、例えばカーフェリーで行ったりすると時間にロスがあるわけですから、もしものということがあるわけです。だからそういったものをなくすために、ME SHサポートのヘリ、運航事業が始まったと思いますし。やはり救える命を救いたいという形も出ているわけですから、やはりここは村長が伊江村のほう実績は多いわけですから、一步踏み込んでぜひ前向きに、逆に言えば「伊江村でヘリを抱えてもいいよ」というぐらいの気持ちで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

2つ目の、伊江村としての今後の方針にも今かかわっていますが、ぜひ事業、これだけの大きなものから、北部連携事業という形をとったり、やはり金銭面のこともありますから、大変だと思いますが、これはほかの市町村もやはり伊江村がやるといったら、理解は私は絶対得られると思います。これでその事業も多分できるだろうと私の中では思っていますので、ぜひ本当に答弁の中にも主体的な役割を果たしているというふうに答えられていますので、ぜひあと一步踏み込んでいただいて、決断していただきたいというところもありますので、村長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

方針の中で答弁をさせていただいたとおり、ME SHがヘリ事業から撤退した現状では、多くの課題があります。まずはME SHがその事業を担うということになっても、このヘリを今後どのようにして確保していくのか。従前まで一緒にやってきた中日本航空の従前からのこのヘリをリースしていたところから、速やかにその確保ができるのか。その辺が一番の問題。

そしてもう一つは、3年半前のヘリ事業では、北部医師会の協力のもとに看護師が添乗をしていたということがございます。この再開する中で、御存じのとおりME SHと北部医師会の関係はあまりよくない状況です。ME SHが主体としてこの事業を運航しようとするときに、北部医師会からの看護師の添乗、派遣が可能なかどうか。そういうことでここに多くの課題、問題がございます。それでもその課題を乗り越えて、はっきりここで申し上げますが、ME SHができなければ、次にかわる事業主体という部分もこの中ではお話があります。できれば実績があるME SHにその事業主体としてほしいんですけども、基本は離島や北部の3村に住んでいる皆さんの救急搬送体制をずっと継続して実施したいというのが、一番の我々の思いでありますので、そういうこともこれを優先にこの事業の構築はしていくというのが、お互いの共通の認識であります。ME SHに担ってもらえれば、非常にいいことですが、今の現状ではそういういろ

んな課題がある。看護師の添乗員、そしてここで述べているこの実績についても、山城議員御存じのとおり、操縦士と救急救命士2人の添乗によって、この再開後は経費の関係もあって、運航をしていたと。医療行為が必要なときには、うちの阿部所長、あるいは琉大の玉城医師の指導のもとに、そういう医療行為を実施してきたというような報告を私も受けております。そういう中でいろいろな課題がありますが、とりあえず主体的というのは、私も村の診療所の中でその辺の部分が可能なかどうかを今後、阿部所長含めて、万が一のときですよ。そういう部分の協議も必要かと思っておりますが、まずは事業採択、事業導入ができるように、そして北部広域でやれば北部医師会の協力も得られるのではないかとということで、北部の広域圏の事務組合が事業主体で、この事業は実施したほうが良いというような方向性にもなっております。一番はこの費用負担の問題ですから、先ほど申し上げましたとおり、5つぐらいの費用負担の案を事務局がつくって、次の意見交換会で次の会議で、それを決定する。

次の会議で決定するという部分は、お互いの共通認識となっておりますので、年明けには決定できるのではないかとことでありまして、山城議員がおっしゃっているそういう不測の事態と申しますか。その辺の部分についても、大きな診療所を抱えて、その辺に対応できるのは伊江村しかありませんので、その辺の部分の矜持も持って、この救急搬送の再開に向けては一生懸命、取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ぜひMESHへの再開に向けて御尽力いただいて、早目の実現ができるようお願いしたいと思います。

次に行きたいと思えます。「収入保険」の保険料掛金の助成についてであります。答弁の中では、やはり農業保険以外の特別な対策は、過去に例のないような甚大な災害が発生した場合に限られることから、災害対策費等としては、農業者みずからが不測の事態に備えて、農業保険に加入して備えることが基本と考えているということで、掛金への助成は、基本的に困難だという答弁であります。もちろんそういう保険とか、共済云々につきましては、やはり農家独自のこれは責任もって保険に加入して備えるというのが、これは基本的に当然の話だと思えます。ただ今回、この収入保険に関して言いますと。こういう資料をお持ちですか。

今回、今までの共済、作物保険みたいなものとは、大分趣が変わってきておりまして、大分農家の所得の安定と申しますか。そういったところに重点をおいて、つくられた保険なのかなと思って、大変喜んでいるところではありますが、この保険の仕組みがやはり青色申告をやっている方が対象だということもあります。今までにない自然災害による収入減少とか、そして価格低下など、農業者の努力では避けられないようなものでも補填するという、うたい文句がありまして、これまさに今から自然災害も大分増えて、近ごろ増えてきていますし、いろいろ来年度に向けてTPPの件もいろいろとこう始まるということもありますので、農家がだんだん厳しい状況に追いやられていくというような状況だと思えます。そういった中でやはり農家というのは、何と申しますか。やる気、生産意欲がなくなると、だんだんやめていったり、そういったところがあるわけですし、ぜひ村として農家の生産意欲を減退させないような、そして安定的に収入を確保するという意味で、いい条件の保険ですから、逆に言えば加入を促すという意味でも、一部助成と申しますか。そういった形があつていいと思えます。

村で今、加入している状況をちょっと見てみますと、たばこ農家が13件入っています。そして花卉農家が6件ということで、まだまだ少ないんです。ほかの市町村に比べると「島はいいよ」という話がありますが、やはりそういった中でたばこ農家のちょっと中身と申しますか。13戸のこの平均を見てみますと、大体平均すると2,300万円ぐらいの収益のある農家だということでもあります。その中で保険料が1,000万円農家で7万8,000円ですから、それを2.3倍して17万9,000円という掛け捨てなんです。農家としては、掛け捨てという

ところが大分こう入りづらいというところがあるらしいんですが、その中では、この保険は積立金ができるようになっていまして、それが災害補償をもらえないときはそのまま、翌年にスライドしていくという形もありまして、この説明の中にあるので、村長も目を通されたと思います。そういった有利性もあるんですが、この掛け金のほうがどうしても負担が大きいということで加入者がいないというのが現状だと思います。また、農家からもぜひそれをやってくれという話がありまして、そういった中で例えば伊江島で基本的に3つの基幹産業といいますか。一番花があつて、畜産があつて、たばこ、その3本柱だと思いますが、大きいのは、その中で畜産はマルキン事業というものがありますから、それは該当しないということでありまして、それはよしとして、今畜産の場合は高値安定ということもありますから、それはいいんですが。逆に花卉農家、話を聞きますと、大変厳しいらしいです。もう本当に「辞めたい」と、ですけど設備投資、いろんな投資をしていますので、引けないんですよ。当初からやはり花農家というのは、何とといいますか。国際グローバルの中での生産を戦いを強いられているところがありますので、何の補償もない。いいものができたからといって売れるものではないと。もう市場価格ですから、やはり買い手相場ですから、上がる時もあるし、下がる時もあると。本当にもう博打ですよというような話もされるんです。こういう収入保険というのは、すごいサポートしてくれると思います。だから花が6戸しか入っていないんです、まだ。ずっと前から何回か通って、こういろいろと説明会をしているらしいんですが、やはりここの加入料金が一番赤字ぎりぎりの人が、こう何十万円という金を払って、掛け金ということはちょっと厳しいと思います。そこをもうちょっと考えて、加入を促進するという意味合いもありますし、やはり農家所得の安定化ということを考えてときに、ぜひ村として、助成という形をとっていただきたい。来年の1月からですから、どこにもとつか。久米島では製糖工場が助成するといっています。100万円ですけどね。それもサトウキビに限ってではあります。そういった中で行政としても、また加入者がはっきりしないという中では、そういうことを打ち出せないんですが、加入が増えていって、そういうふうになると考えますという話もされているらしいんですが。これは農業共済からの情報ですが、ぜひ村長、考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

基本的に困難だということで、もっと詳しく答弁すればよかったんですが、議員がおっしゃる農業の自然災害に対する、また農家の現状も理解はしているところであります。ただ、そういう意味からは収入保険制度というのは、制度が今回始まるというようなことで期待をしているところであります。伊江村の中で基本的にみずからの部分では、山城議員は農業のことだけをおっしゃられています。あるいは漁業、あるいは商工業、すべての部分の保険に入って、全てみずからのお金で払っていく。他産業との均衡性から、基本的に困難だと考えている部分であります。そういう部分の掛け金の中で、なかなか今まで助成はしていないという現状の中で、そういう村民のコンセンサスをまずは得られるかというのが1点です。

もう一つは、葉たばこ、花卉農家の皆さん、今回は畜産は対象外ですから、畜産のこのマルキンの部分の掛け金は、私はわかりませんが、その掛け金についても、現在のところ行政としては支援はしていないという状況であります。まずは、先ほどは久米島のお話もありましたが、その各団体、たばこだったらたばこの団体がありますよね。そのJTの原料本部、花でしたら太陽の花、農協の園芸生産組合の部会、その中から農家の掛け金についての助成、その辺の部分があれば、それはそれで行政として一緒に2分の1の負担は考えていきたいと思いますということで、話は進めるということではできるとは思いますが、村がその農家の負担、これは全てではないとは思っていますが、2分の1でも行政として支援をしていきたいという部分であれば、農家が2分の1、団体がその2分の1の半分、そしてその4分の1ずつを行政と、この加入している上部の

団体が負担をしていく。そういうような話し合いができれば、それはこの議論の中で可能性も十分あると思っています。

そういう中で、この資料の8ページに野菜価格安定制度が、産地要件を満たさないことはありませんかという部分もありますが、その野菜価格安定制度みたいに農家、あるいはJA、あるいは伊江村のところで、ちゃんとした負担割合があって、そういうことでの負担があればいいと思いますが、とりあえずは、他の業種との均衡性、そしてできればサトウキビについては、先ほど言った工場とかありますから、JAとか、その辺の中の負担を見ながら、今後検討すべき課題だと思っております。ぜひ議員の皆さんの中にも、花、葉たばこでの生業、農業をされている方もいらっしゃいますので、それぞれの中でこの上部の団体に対して、掛け金の助成を今後みんなで要請しようと。その辺の部分の話もしながら、そういうことがあれば、伊江村としてもその団体の中の状況を見ながら検討すべき課題だと私は今、そういうことで思っております。ぜひこの収入保険制度が非常にいい制度ですから、多くの農家の皆さんに加入して、いざというときの農業、所得の補償に役立てていただきたいという思いは一緒ですから、その辺のことについて、もっと議論を深めていただければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ほかの業種との均衡ということで、村長今答弁されておまして、それもわかります。行政として片寄った施策というのは、やはりこれはいろいろと批判も受けるでしょうから、そういったところもありますが、逆に今まではなかったと。ほかの業種からそういうのがなかったということで、今回から逆に言えばそういうものに対して、やはり農家の皆さんの所得の安定という形でやりますという形をしたら、逆にほかから、私たちが「そういうことでしたらできませんか」ということになるわけです、逆に言えば。ですから始めに、とりあえずと言ったらこれおかしいですけど、まずはこれだけ影響のある収入保険ですから、まずは「やってみましょう」と。もちろん各団体からの要請部分ということもありますが、そういった中で先んじてやるということもいいのかと思うんです、逆に。

ほかに地域でも1月から始まるということで、まだそれについての対応というのは、全国でもあまりないんです、実際。ないんですが、そこ考えていただいて、やはり今は本当に各品目ごとの農家戸数がどんどん減ってきています。これはもちろん高齢化もありますが、やはり問題は、農家は安定しないというのが一番あるんです。ですから後継者が育たないということもあります。報酬、安定的な収入を確保するということであれば、やはりまた親としても子供に進めることもできますし、本当にもうちょっと前向きに考えていただいて、ほかの事業との絡みもありますが、まずは先んじて農業のほうからそういう収入保険を先にやりましょうという形はどうか、村長できませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

財政の話はあまりしたくはありませんが、伊江村の中でどのぐらいの保険の加入者があって、これ全体的な話ですよ。農業だけではなくて、そういう中でその負担を村が一部助成していくという中では、当然避けて通れないのは、村の財政的な状況であります。

伊江村はほかから見ると、非常に良好、裕福と言われておりますが、自主財源の比率は20%で、80%は依存財源になっております。そして経常収支比率も80%を超える状況になって、財政の弾力性は町村は75%ぐらいですから、若干、ポイントが高くて、公債費比率は7、8%ですから、その辺はまだいいとしても、こ

れ15%超えると非常に危険、10から15超えると非常に危険とされています。伊江村の中ではやはり何といても自主財源比率が20%しかないというような厳しい財政状況があります。

要するに伊江村の皆さんが商工業含めて、農業含めて、保険料を払っているかという部分は、把握はしておりませんが、まずはこれが第一だと私は思っています。まず制度設計をするときに、初年度だけやればいいのかという部分でもありませんよね。毎年出てくるわけです。その辺の部分で財政的にだめだといったときに、2年、3年のときに打ち切るかという話にもなるわけです。そういう意味では、やはり先ほど申し上げましたように、農家そしてこの団体に入っている上部の組合、そういう中でしっかり議論をして、例えばそのところがそういう保険に助成をしていくというような状況になれば、村としても上部団体がその辺の部分をやっていくということであれば、それについて真剣に考えていくという状況になると思っております。

例えば、これまでのさとうきび共済もありますよね。さとうきび共済には今まで全然、村としては助成もしておりませんし、JAとしてもやっていないのではないかと思っております。その災害補償法による保険というのは、基本的には農家みずからの掛金において加入をしていくというのが、基本的な原則だという部分は、ぜひ御理解いただきたいし、私は村民的にもそういう考え方に立つ人のほうが多いのではないかと思っております。その辺を理解を得ながらその収入保険制度。農業だけに掛金の助成をしていくとコンセンサスをどのようにして得ていくかというのが、もしやるとすれば、大きな課題でありますから、農業をしている皆さんの中で、加入しているこの団体の中で、意思統一を図って、総意としてまずはその加入している団体の中で、どのような対応ができるかという部分をぜひ話し合っていたきたいと。そのような状況を見て、村としての今後の対応も考えたいと思います。先ほどありました久米島も補助が100万円を助成すれば、考えていくということでございますので、その辺の状況も見ながらやっていきたいと思っております。制度設計の中でも非常に難しい部分があると思います。この制度はずっと続きますから、10年も20年もその辺の中で払っていく掛金をずっと村として助成をしていくということは厳しいと、今現段階は思っておりますが、ただまた今後、村の財政状況も好転して、その辺もできるということになるかもわかりませんが、現状においてはなかなか今後、継続しては厳しいと思っておりますから、収入保険制度の出始めですから、まずは今年度に限りやります。助成しましょうとか、3カ年やりましょうとか、その辺の制度設計が今後大きな課題でありますし、一番は基本的にこの各個人の中で掛金を払って、見返りを受けていくというのが、保険制度の私は趣旨だと思っております。先ほど来申し上げています他の産業との、まずはその団体の中でしっかり議論を尽くしていただきたいという部分で、この3つのことをお願いを申し上げまして、その辺がうまくこう話し合いができたということであれば、村としてそのテーブルと一緒に議論をしながら、その辺の助成については、対応していくというような感じを今、思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

1月からの開始ということで、こういう助成に対しては、前例もないので、村長もちょっと戸惑っているのかなという感じもします。やはり各団体というものもありますから、ぜひそこらも私もそういうふうな働きかけをして、やっていければと思います。ずっとというお話もありましたが、それはやはり方法論でいろいろできるわけですから、そこはいいとして。とにかく今回そういう保険が始まりましたということで、みんなも、お聞きなって周知できていると思いますので、スタートさせてから、いろいろとまたこの様子を見ながら、村としてもまたいろいろと検討をいただきたいと思っております。以上で終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

先ほど来、申し上げているとおり、収入保険制度、非常に農家を支援するすばらしい制度ができております。ぜひ多くの皆さんにその保険制度に加入をして、万が一のときの備えにさせていただきたいというのは、同じ思いであります。先ほど来、述べているとおり、いろんなコンセンサス、課題がありますので、お互い今後こう議論をしながら、どうすればその辺の収入保険制度が農家の中で浸透して、この収入保険制度の目的が、今後伊江村の農家の中で効果が、成果ができるようなことをしていくというのが、行政の一つの役割でもあります。その助成の部分も含めて、それ以外の支援策も含めて、今後この収入保険制度の伊江村における、円滑な加入、あるいは効果が発現できるように、村としても農家の皆さんと特にJAや各団体とも意見交換をしながら、取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政雄 君

これで6番 山城善彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時52分)

再開します。

(再開時刻11時05分)

次に、7番 内間広樹議員の登壇を許します。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内間 広樹 議員

伊江小学校の皆さん、おはようございます。できるだけわかりやすく質問をしたいと思っておりますけれども、自信はあまりありませんけれども、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1. スポーツコンベンションによる、地域の活性化と施設の有効利用及び施設についてであります。

平成28年度より運用を開始した、多目的屋内運動場の利用者が平成28年度1万1,000人、平成29年度1万4,101人と約3,000人の増となっており、施設利用者が増加傾向にあることは喜ばしいことであります。

また、来年4月より運用を開始する野球場建設も順調に進捗しているものと思慮するところであります。

総合運動公園計画の3施設中2施設の完成後、村内外の多くの方々に施設を利用させていただくよう、次の3点について伺います。

1. 伊江村ホームページに、総合運動公園窓口を開設し施設の紹介、施設の利用予約や予約状況の閲覧を出来るようにしてはどうか。

2. その窓口から、船舶紹介及び予約、宿泊施設、飲食業などの関連紹介を、ワンストップですること、村外利用者の利便性向上につなげてはどうか。

3. 本年度計画にて、首都圏の3野球場の視察を計画されたが、その後の実施状況と、7月、8月、9月の人工芝の温度測定結果はどうか、また人工芝のみの工事費はいくらか。

2. 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による老朽化した、牛舎、作業場、倉庫等のトタン屋根改修支援ができないか。

去った、9月30日に沖縄を直撃した台風24号は、農作物や民家、牛舎、作業場、倉庫等に大きな被害をもたらしました。

トタン屋根が強風にあおられ村内各地に散乱した状況が散見されたのは、施設の老朽化によるものだと思います。

今後も想定される自然災害の2次被害を防ぐためにも、老朽化した牛舎、作業場、倉庫等の改修費支援が一括交付金を活用してできないか伺います。以上、2点でございます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

本日、議会を傍聴されております伊江小学校6年生の皆さんには、本傍聴を通して、村の仕事や議員、議会の仕事に関心を持っていただくことを期待したいと思います。

それでは、答弁をしたいと思います。1点目の「スポーツコンベンションによる、地域活性化と、施設の有効利用及び施設について」については、現に野球場視察をした教育行政課長に、第1回目の答弁をさせまして、2回目以降について、必要に応じ私からお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは2点目について、私から答弁をさせていただきます。

内間広樹議員の2点目の「沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による老朽化した、牛舎、作業場、倉庫等のトタン屋根改修支援ができないか」の御質問にお答をいたします。

今年は9月、10月と相次ぐ台風の襲来で、本村も各種産業において甚大な被害が確認されたことから、被害状況調査を行うとともに、県に対して被害報告等を行ってまいりました。

畜産に対する被害状況につきましては、現段階で被害報告を取りまとめている件数が12件でございます。その内訳としましては、屋根の破損被害が11件、窓ガラスの破損被害が1件でございます。うち、7件近くが中規模・大規模被災となっており、建物更生共済等に加入している方が4件、未加入者が3件となっております。

沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）事業において、交付金事業の対象となる事業は「沖縄振興に資する事業等」であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものとなっております。議員お説の個人や法人の資産を形成する事業等については、原則交付金を充てられない事業となっており、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）における改修支援は対象外となると聞いております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

伊江小学校6年生の皆さん、皆さんも利用する施設になるとと思いますので、ぜひとも一緒に考えてみていただけたらうれしく思います。

それでは私から答弁させていただきます。内間広樹議員の1点目の「スポーツコンベンションによる、地域活性化と、施設の有効利用及び施設について」の御質問にお答えいたします。

新野球場も外構工事を整備中で、完成も間近に迫ってきている状況であります。

では、内閣議員の1つ目の「伊江村ホームページに、総合運動公園窓口を開設し施設の紹介、施設の利用予約や予約状況の閲覧をできるようにしてはどうか。」についてお答えします。

施設のネット利用予約は、財政面や管理運営上難しいことから、施設予約を受けた担当職員がパソコンへ打ち込み、予約状況を閲覧することができるように構築したいと考えております。

2つ目の「その窓口から、船舶紹介及び予約、宿泊施設、飲食業などの関連紹介を、ワンストップすることで、村外利用者の利便性向上につなげてはどうか。」についてお答えします。

総合運動公園の窓口ページを開設し、伊江村公式ページの「泊まる」や「食べる」のページにリンクさせることで、宿泊施設や飲食業等紹介し、村内外の利用者へ利便性の向上が図れるよう構築に向けて取り組んでいきたいと思っております。

3つ目の「本年度計画にて、首都圏の3野球場の視察を計画されたが、その後の実施状況と、7月、8月、9月の人工芝の温度測定結果はどうか、また人工芝のみ工事費はいくらか。」についてお答えします。

7月31日に、建設課参事、私教育行政課長、多目的屋内運動場担当の3人で千葉県浦安市民球場へ、8月1日に、埼玉西部ライオンズ球場、千葉ロッテマリーンズスタジアムの3球場を視察しております。

2日間の日中の気温は33度を超過しておりましたが、浦安市民球場では、人工芝の温度が43.5度でした。浦安市の職員によりますと、散水等は特に行っておらず、これまで人工芝について苦情等は特にないとのことであります。また、利用者からは評価がとても高いとの話もありました。

ライオンズ球場におきましては、コンサートで使用する場合、重い機材なので人工芝が寝てしまうことに懸念を抱いていたが、何もせずとも自然に戻るので心配は必要なかったとのことであります。

マリーンズスタジアムは浦安市民球場及びライオンズ球場と内容は同等でしたので、人工芝管理専用機械を中心に視察しております。

次に、「7月、8月、9月の人工芝の温度測定結果はどうか」の御質問にお答えします。

温度測定につきましては、現在建設中の伊江村野球場において8月に2日間実施いたしました。2日間で最も外気温が高い日の結果が次のとおりであります。

測定時の外気温は31.4度で測定方法は、今回採用しました捲縮型人工芝と直毛型人工芝と天然芝の3つの芝の温度を測定しました。

その結果、捲縮型人工芝56.7度、直毛型人工芝63.9度、天然芝45.3度と今回採用の捲縮型人工芝と天然芝の温度差は11.4度ありますが、直毛型人工芝と天然芝の温度差は18.6度になりますので、捲縮型人工芝のほうが直毛型人工芝より温度抑制に効果があるとの結果を確認しております。

次に、人工芝のみの工事費はいくらかの御質問にお答えします。

人工芝工事費は3億1,200万円となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

1点目の通告の1、2、3、3のほうを先にやりたいと思います。首都圏の千葉県浦安市民球場、埼玉西部ライオンズ球場、千葉ロッテマリーンズスタジアムの3球場を視察しに行くという計画のときに、その行きでも帰りでもいいので、「沖縄でいち早く人工芝を採用した沖縄国際大学の人工芝を見てこられてから、視察されたらどうですか」という私の問いに対して「検討します」ということでしたが、それは実施されなかったのかどうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

沖縄国際大学のグラウンドを視察してはどうかという提案をいただきまして、帰りに沖縄国際大学に寄りました。ですが、あいにく雨天でして、それで結果的にその計測ができずに帰ってきたのが、正直残念でありましたが、そういう状況でございました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

私これまで一般質問、あるいは質疑でこの人工芝に対して何度も質問、質疑をしてきたんですけども、きょうで総括をしていきたいということで、3つの中の3つ目から入っていきますけれども、視察された本土の気象環境の中では43.5度だったということですけども、実際の野球場で測ると温度抑制型の捲縮型でも56.7度あったということで、その辺に関してもこれまで散水をして温度の上昇を抑制していきたいということでありました。しかし実際、水を散布すると今度逆に湿度が上がってしまって、この湿度が下がるまでの間はまた施設を利用できないでしょうということで、その辺の球場を安全に使う。利用規定をつくら

どうかということも申してきたつもりです。

きのうの島袋議員からもありましたけれども、去年の宮城県の所管事務調査でグランディ・21を視察したときに、そのサッカー場が人工芝であるということで、この質問を村長がされました。「暑さ指数(WBGT)を測定していますか」と、そうするとその職員は「測定は夏場の夏季時は測定をして、注意喚起を行っています」という答弁だったのは、村長も覚えていらっしゃると思います。その後、行った日立市の日立市民球場でも同様の質疑をしたところ、そこは「特にそういうことはしていない」と、夏の高校の予選大会で使うんだけど、こういう球場であるということを知っているの、特にそういう注意喚起はしていないということでした。施設を利用するところによって対応が違うんです。そこまで踏み込んで施設を安全に利用してもらおうと。もう大丈夫でしょうという判断のところと、ただしこれは大和です。本土での話。沖縄の亜熱帯の気候の中で56.7度まで上がるという中で、本当に子供たちがスポーツできる状況なのかということ、私は何度も伝えてきています。ぜひ野球場ができた後に、このWBGTの測定器を球場に設置してもらって、その状況を確認しながら、この利用者に注意喚起を行ってほしいということを約束していただけないか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

議員お説のとおり、人工芝、かなり高温になることは確認とれております。金武町、恩納村でも直毛型の人工芝が使われているかと思いますが、炎天下の中で陸上競技やサッカー等を行っているということで、その温度等を教えていただけますか。「最高気温何度でしたか」という質問をしたところ、「特にそれを計測はしていません」ということではありました。かなり高温だというのはわかりますが、やはり先ほど議員お説のとおり、そういう環境なので、その暑さの中でやるというのを皆さん認識をしながら競技に挑んでいるということで、そういう認識のもとでやっているの、基本的には苦情などはなかったと。ですがやはり熱中症対策はしていけないといけないということで、注意喚起はしているということでございました。

そしてこの暑さ指数(WBGT)のほうで計測もしているということでございますが、沖縄県の計測をしたところ、大体が31度を超すことが多いということです。これ摂氏でこのWBGTは摂氏、温度と同じように摂氏で測ることになっていますが、気温と同じイコールではありません。例えば35度以上でこのWBGTが31度以上の場合は「危険ですよ」ということで、「競技をやめてください」ということもあり得るんです。ただ先ほど申しましたとおり、沖縄県は31度を超している場合が多いんですが、基本は35度をそんなに超さないわけです。特別な場合以外は、運動を中止ということになっておりますので、競技は続行しているというのが実際のところであるということで伺っておりますので、今後野球場のほうも先ほど申しましたとおり、WBGTのこの計器をこちらで準備をして、それを測りながらその状況を確認しながら、競技をさせていくということで今後は行っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

了解しました。先ほど総括と申しましたけれども、あと1点、人工芝の工事費はいくらかかったかと、人工芝の部分はいくらかかったかということをお伺いしましたが、人工芝と天然芝を対比したときの当初の基本計画の中に、野球場、陸上競技場設置後の管理費で天然芝だと1,500万円かかると試算されておりました。人工芝のほうが70万円ということでランニングコスト、イニシャルコストを比較して人工芝にしたということも一つの要因であるということでありましたけれども、人工芝の耐用年数が10年と工事している方々にも聞いて

たらもう10年見積もっている。沖縄国際大学に行ったときも、そのメーカーの方も10年と言っていました。「ただし沖縄には10年経過した施設がないから、実際のところわかりません」ということでした。今から先の10年後の話を、なぜ今するのと思うかもしれませんが、1,500万円の10年で1億5,000万円、10年後もし人工芝に張り替えるとなると、また3億円の金がかかると。高率補助の事業を使って張り替えることも考えられるんだけど、その辺の対比したときの設置後の管理費と、イニシャルコストとランニングコストの対比の中でもこれだけ3年後、10年後、8年後からそういう話は始まるんだろうと思いますけれども、そういうふうに皆さんが判断されたことに否定はしませんけれども、私の中ではいかがなものでしょうかと、私は見えています。ということで、この人工芝に対しての総括は私はこれで終わります。

最後にこの人工芝と天然芝を研究された方の論文といいますか、研究報告書があります。いろんなまとめをされているんですけども、そのまとめに、少し読ませてください。「最後に子供が人工芝上で夏場にスポーツを行う際、表面温度が60度近くになるため、運動する継続時間並びに水分の補給を考慮する必要がある。しかし逆に冬場は適度な温かさのあるスポーツ環境に変わる。このようなことにより人工芝上での子供のスポーツは適切な指導が必要である」と述べられております。決して否定する資料ではないので、人工芝、県内に1カ所しかないので、逆に有効利用できて、九州大会、内地の大会が人工芝球場となった場合に、合宿に来たり、人工芝の感触を確かめに来たりするという、またすごいメリットもあるし。整備にもそんなに時間がかからないというメリットもあります。その施設が今後うまく利用していくために、そういうことで1点目、2点目も通告してあります。

1点目は、前向きに答弁されています。いち早くそういうスポーツコンベンションに取り組んでいる国頭村のホームページを見ました。国頭村のホームページをクリックすると、メインページが出るんですけども、その下に「くいなエコ・スポレク公園」というのが出てきます。そこをクリックすると、くいなエコ・スポレク公園の各施設の紹介になります。野球場、陸上競技場、屋内運動場、そこの各施設をクリックすると細かい詳細の説明があって、その横に予約状況というところをクリックすると、こういうふうに12月、それと1月、2月と予約状況が確認できます。来年の12月まで予約されるようにされています。村民が使うであろう日は先に村民が優先利用ということなんでしょう。入れられています。

伊江村の場合、伊江村のホームページをクリックして、我々B&Gがスポーツ施設だというのはわかるから、そこから入っていけばいいのかと思いますけれども、今屋内運動場の紹介もありません。ぜひこのいい参考事例があるので、これを見て村外の方が伊江島に行って合宿をしたいと言ったときに、わかりやすいホームページにさせていただきたいと思っています。私の話になるんですけども、中部商業高校の野球部が今年の5月末に来てくれました。おとしも来たんですけども、そこに私が入って、私がいろんな段取りができるからできるんですよ。「何人来るんですか」「50人来ます」、「宿泊」、「施設は利用する」、「何時から何時」「乗り物はどうする」、「船の予約はどうする」、結構やることがいっぱいあるんですよ。これは出納室の直也さんの小禄高校、陸上競技クラブも来ているんですけども、そういう関係者がいて、段取りを組めるんだけど、それを知らないパイプがない人たちが伊江島に来たいときに、やはり何を見るかという、やはりホームページを見ると思います。このホームページから入って行って、わかりやすく、来やすい案内するホームページにして、またその対応をすることを次年度の4月から始まりますので、向けて取り組んでいただきたいと思っていますけれども、いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

こちら国頭村のホームページを確認しております。ほかのところもいいホームページというのを確認を

とっておりまして、4月に向けてこちらのほうでもホームページの予約状況、それを見せていけるようなホームページを構築していきたいと考えているところでございます。ただし、1年間先までの予約状況、それをやるためにはデータベースを一つ構築をしなければいけないので、4月までに間に合うかどうか。その辺は予算との調整もしながら、できる限り早目に整備をして、皆さんにサービスを行っていききたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

ぜひそうされてください。

それと通告には施設の有効利用という通告もしているので、質問させていただきますけれども、合宿施設、多目的交流施設、予定でいけば来年度実施設計、32年度に建築に入るということで、運用開始するのが33年になるのかというイメージを私は持っているんですけども、その間はもう野球場はできる。屋内練習場はある、恐らくできた後には新聞に広告をしたときに、あっちこっちから問い合わせがあると思います。結構来る人数が多いんです。30人、40人とか。そういった場合に、基本的には観光協会あたりが見てる民宿を利用するのが基本だと思いますけれども、どうしても40人、50人の規模になると、1カ所ではなかなか宿泊ができないということで、まれに公民館を利用しているということもあります。親も来て、子供たちと料理をつくりながら、チームワークを高めるという意味でも、1カ所で寝泊まりするというのは、すごい効果的でいいものなんですけれども、その辺もこの合宿施設ができるまでの間、どうしてもいろんなバランス難しいところがあるとは思いますが、その辺で…。休憩していただけますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時34分)

再開します。

(再開時刻11時38分)

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

野球場ができた後の本島からの問い合わせで50人行きます。40人行きますという大規模になったときに、いろいろな村内にある宿泊施設はもちろん、旅館はもちろん、その他の施設についても、これから協議をして有効利用できるのであれば、その辺を協議を詰めていただきたいと思います。

2点目の質問に移りたいと思います。一括交付金による老朽化した牛舎、作業場、倉庫等のトタン屋根改修支援ができないか。という質問ですが、答弁にあります一括交付金の性質として、個人や法人の資産を形成をする事業等については、原則交付金を充てられない事業となっているという答弁となっております。一括交付金、31年、32年、33年あと3年間あるので、この3年間の時限措置として、台風来て後の改修ではなくて、被害を受ける前の老朽化した施設を改修することで二次被害を防ぐことにつながるのではないかとということで質問させていただいたんですけども、原則として個人、法人の資産を形成する事業に充てられないということについて、私も一括交付金の要綱を熟読したつもりなんですけれども、その辺見落としがあったのかと思っています。ほかの事業とは申しませんが、一括交付金で通告してありますので、住宅リフォーム版型、牛舎、作業場、倉庫というイメージで通告したつもりなんですけれども、その辺でも皆さんのお考えをお聞かせください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

基本的に一括交付金では、一括交付金のできるのであれば村としてもその辺の事業導入をして、改修に当たっていききたいということで、そういう基本的に考え方であります。ただ一括交付金が始まってから、いろんな調整の中でこれは難しいのではないかなというような担当、あるいは担当課の意見の中でそういうまとめになっているところでもあります。ただ再度、新年度の規模、村内要望調査もありますから、要望調査にあげないで、その辺の部分の要望があるけど、どうですか。という部分は確認をさせたいと思っております。

私も先ほど内閣議員のお話を聞いていまして、事業でできなければJA、農家、村、その辺の中で積み立て基金か、あるいは先ほどあった、いくらか支援できるような事業、住宅リフォームは国からの補助金もありますが、その部分になりますと、ほかの機関からの助成はなかなか厳しいかと思っております。ほかの事業のメニューの中でその辺の部分が改修は厳しいということはわかっておりますが、そういう中で今やっている住宅リフォームのような観点から、農業用施設についての一部助成はできないかというような質問の趣旨だと思っておりますので、今後しっかり内部で議論を重ねていまして、どういった方法があるのか。ぜひ内部で検討もしていきたいと思っておりますし、また議員からの今後の提案もお願いしたいと思います。JAあるいは各団体ともその辺の考え方を聞きながら、この制度の設計については今後、全庁体制で取り組むべき課題だと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内閣広樹議員。

○ 7番 内 閣 広 樹 議員

ぜひ内部で再度検討されてください。

台風後の職員の皆さんが片付けされている姿を村民は見ています。大変御苦労さまです。そういうトタンが飛んできているのを見たら、もうびっくりしますよね。よく被害が起きなかったなど。そういう状況が見受けられましたので、村内で調整されて取り組めるものであれば取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで7番 内閣広樹議員の一般質問を終わります。

次に、10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

一般質問を行います。伊江小学校6年生の皆さん、傍聴ありがとうございます。私は皆さんが学習発表会で行った「花は土に咲く」反戦平和を訴えた演劇でしたが、西小学校でも同じような反戦平和を訴えた学習発表会での演劇がありました。私は戦争を二度と起こしてはならないという皆さんの訴えに関係する基地問題について、1点目はF-35Bステルス戦闘機の本格運用に関わる諸問題について。それから2点目には幼稚園の2年保育について。3点目に交通安全対策について、質問をします。

それでは通告に基づいて、一般質問を行います。

私は1点目に、F-35Bステルス戦闘機の本格運用に関わる諸問題について、質問します。

1. 12月4日、F-35Bステルス戦闘機が、村には何の連絡もなく伊江島に初飛来し、翌5日から本格的な離着陸訓練が始まりました。村にはF-35Bの飛行ルートや訓練時間帯等の説明もないままに、5日は3機ずつ2回に分けて夜間まで訓練が行われました。普天間基地には岩国基地から6機が飛来しており、防衛局によるとそのうちの3機が伊江島で訓練したということでもあります。

MV-22オスプレイは、普天間配備前の環境レビューに示した飛行ルートを守らず、住宅や牛舎の上を自由に飛び回り、オスプレイの訓練が開始された後、乳牛の異常分娩や母牛の死亡が続いた酪農家は、その原因が不明ということで何の補償もなく、とうとう廃業に追い込まれました。基地に隣接する住民は、さらに

今回のような訓練が日常的に行われた場合の肉体的・精神的な悪影響と繁殖牛の異常分娩や受胎率が悪化しないか、墜落はしないかなどの不安に包まれています。

6日付けの新聞は、普天間飛行場近くの上大謝名局の騒音の最高値が123.7デシベルで本年度市内で最大であり、人間の聴覚の限界に迫るとされると報道しています。宜野湾市基地政策部基地渉外課の12月5日の騒音測定結果日報によりますと、「極めてうるさく」「聴力障害の限界」とされる80デシベル以上が愛知局で2回、我如古局で1回、宜野湾局で4回、真志喜局で1回、野嵩局で7回、新城局で5回、上大謝名局で12回測定され、このうち「聴覚機能に障害をきたす」とされる100デシベル以上が野嵩局で1回、新城局で3回、上大謝名局で6回も測定されています。宜野湾市ではその日のうちに測定結果の速報値が出されていますが、防衛局は村の担当が要請した騒音の速報値の情報提供にに応じておらず、5日の騒音が伊江島ではどうだったのかまだ分かりません。そこで質問します。

(1) 訓練場に隣接する住民の不安について、村長はどのような思いを持っておりますか。

(2) F-35Bの訓練内容も訓練開始日時も知らせないままの米軍の訓練強行について、どのように考えていますか。

(3) 5日の騒音測定結果の速報値を公表しない沖縄防衛局の態度について、どのように考えていますか。

2. 米軍の大型トラックの通行ルートの変更によって村民農機南側の道路標識がなぎ倒され、その道路の北側のT字路近くの葉たばこ植え付け準備中の畑が踏み潰されました。また、12月4日午後5時30分、伊江港着のフェリーでは、引火性の高い燃料を示す「FLAMMABLE」と50フィート(15.24メートル)以内禁煙と書かれた燃料タンクを積んだ大型トラックが乗客と一緒に運搬されました。

また翌5日の伊江港着11時30分のフェリーでは、「〇火」と書かれた赤い看板を車両の前後に取り付け、荷台にポリタンクを積んだハンビーが乗客と一緒に運ばれてきました。道路標識をなぎ倒すなど実害が起きている大型トラックや危険物を乗客と一緒に運び、米軍の訓練に加担することはやめるべきだと考えますが、村長はどのように考えているのか伺います。

3. 基地被害の実態を行政が把握することは大事なことであります。12月5日は政策調整室の職員数人が監視活動を行いました。政策調整室職員が作成した文書によりますと、監視時間は7時55分から20時40分となっており、12時間45分間の長時間勤務となっていますが、時間外手当はないとのことであります。私は、訓練がいつ始まり、いつ終わるかわからない米軍の訓練を監視する職員に対し、時間外手当を支給すべきだと主張してきましたが、村長にその考えはないかどうか、さらに伺います。

次に2. 幼稚園の2年保育について、質問します。

私は、幼稚園の2年保育について、これまで一般質問で取り上げてきましたが、来年度実施を前にしてさらに質問を行います。

(1) 幼稚園の職員は何人体制となるのか。職員の確保はできる見込みかどうか。

(2) 幼稚園児の制服はどうするのか。

(3) 夏休み期間中は預かり保育をすることでしたが、その間の昼食はどうするのか。保護者負担はどうなるのか。

(4) 夏休み中、預かり保育を実施した場合の管理職の勤務体制はどうなるのか。

(5) 保護者への説明会はまだ1回しか行われていないようですが、実施に向けた説明会はいつ行う予定なのか。

(6) 遊具の設置計画はどうなっているのか。以上、6点について質問します。

3. 交通安全対策について、質問します。

今年1年間の世相を表す漢字に「災」が選ばれました。F-35Bによる爆音被害や米軍車両による被害は

人災ですが、自然災害である台風被害がいまだに解決されていない部分が残されています。

(1) 台風24号、25号の連続した襲来によって、村内のカーブミラーの損壊が増えていますが、いまだに修復されていないところが多数あります。設置されていた場所、全てを点検し修復するべきだと思いますが、その計画はあるのかどうか質問します。

(2) 阿良区の阿波根昌光宅南側の道路は畑との段差が高く危険ですが、ガードレールがありません。ガードレールを設置すべきだと思いますがどうでしょうか。お答えください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻11時55分)

再開します。 (再開時刻14時00分)

午前中に引き続きまして、10番 名嘉 實議員の一般質問に対し、答弁を許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

では名嘉 實議員の一般質問にお答えをさせていただきますが、1点目と3点目については、私から答弁を申し上げ、2点目の幼稚園の2年保育については、教育長からお答えをさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

名嘉 實議員の1点目「F-35B ステルス戦闘機の本格運用に関わる諸問題について」に、お答えをいたします。

まず、御質問にお答えする前に、行政報告でも申し上げましたが「LHDデッキの完了報告とF-35Bの離着陸訓練の開始」に至る経緯について、述べさせていただきます。

11月20日、在沖海兵隊G7のクラーク大佐とG3のハムストラ大佐からLHDデッキの完了について報告がなされました。限られた時間の中で施設の概要説明と「12月から訓練が行える環境が整った」「運用する機種はF-35B、CH53、その他の航空機が運用される」などの説明はあったものの、訓練形態や運用開始日時などの詳細な報告はなされませんでした。

報告から2週間後の12月4日には事前の通告なくF-35Bが2機飛来し、LHDデッキ上空を数回旋回しているのを確認、5日には3機飛来し、12時10分ごろから、15時10分ごろにかけて17回、さらに16時55分ごろから20時13分ごろにかけて18回、合計35回の離着陸訓練を確認しております。

さらに、一週間ほど空いた13日、16時25分ごろから19時45分ごろにかけて、19回の離着陸訓練を確認しております。

既に完成している施設の全容や開始されている訓練内容などの詳細な説明がないまま、運用が進められていることは誠に遺憾であり、今後の訓練内容について、具体的な説明を求めるとともに、想定される全ての負担軽減策を実施するよう、12月11日に沖縄防衛局の中嶋局長へ要請を行ったところでございます。

それでは、1つ目の(1)訓練場に隣接する住民の不安について、どのような思いを持っていますか。について、お答えをいたします。

伊江島補助飛行場に隣接する住民の皆さん、とりわけ真謝区、西崎区の住民の方々には、長年、基地があるがゆえの騒音や事件事故等に翻弄されてきた経緯がございます。これまでも両区民の皆さんには大変、心苦しく思っており、このたびのF-35Bの訓練実施に伴う負担について、どのような軽減策があるかを第一に考えてまいりたいと考えております。

(2) F-35Bの訓練内容も訓練開始日時も知らせないままの米軍の訓練強行について、どのように考えていますか。についてお答えをいたします。

今般のLHDデッキの完成に伴う、F-35Bの離着陸訓練の開始については、訓練日時、飛来予定時刻等、

詳細な説明のないままでの唐突な実施に、戸惑いと懸念を感じるとともに納得しがたいものだと感じているところでございます。

沖縄防衛局に対しては、訓練形態や飛来の頻度、騒音の測定数値など詳細な情報提供を求めるとともに、村においても政策調整室を中心に実態把握に努めてまいりたいと考えております。

(3) 5日の騒音測定結果の速報値を公表しない沖縄防衛局の態度について、どのように考えていますか。についてお答えをいたします。

沖縄防衛局が設置している真謝・西崎の二つの騒音測定器については、固定型で毎日24時間の測定が可能で、月締めのデータについては議会の都度、議員の皆さんにも提出をしているところでございます。村といたしましても、測定データの早めの公表を求めているところであり、中嶋局長への要請の際にも再度、情報提供を求めたところ、14日に測定結果が提出されました。今後も、測定データの迅速な提供を求めていますと考えております。

2つ目の「米軍の大型トラックの通行ルートの変更によって、道路標識をなぎ倒す実害、大型トラックや危険物を乗客と一緒に運び米軍の訓練に加担することはやめるべきだと考えますが」について、お答えをいたします。

12月3日に米軍の大型トラックが西崎区内の道路標識を倒壊し、付近の畑にもタイヤ痕をつけた事故については、事実関係を確認し、沖縄防衛局を通じて沖縄県警や地主、耕作者などへ連絡し、適切に対応しているところでございます。

12月4日に航送した引火性の高いことを示す「FLAMMABLE」と50フィート(15.24メートル)以内禁煙と書かれた燃料タンクを積んだ大型トラックにつきましては、車両航送の予約時点では、トラック12メートルで予約されており、当日、受付で初めてタンクローリーであるとわかりました。そこで、本部港の発券職員によりタンク内が空であることを確認のうえ発券を行っております。

また、5日に航送した「火のマーク」が書かれた車両には、ポリタンクではなくて金属性のタンクを積み込まれており、その中身についても危険物に該当しないディーゼルと確認して発券した経緯がございます。

以上のことから、普通便において車両航送を行っておりますが、伊江島分遣隊へは、今後、燃料等を運ぶ際には、毎週金曜日の危険物便への利用を求めたところでございます。

3つ目の「訓練がいつ始まりいつ終わるか分からない米軍の訓練を監視する職員に対し、時間外手当を支給すべきだと主張してきましたが、村長にその考えはないかどうかさらに伺います」について、お答えをいたします。

5日の離着陸訓練においては「監視時間が7時55分から20時40分」となっておりますが、一人の職員が一日中監視を行っているわけではなく政策調整室職員が交代で監視を行っており、5時15分以降の監視を行った職員については後日、代休をとれるような勤務形態で政策調整室内において、監視体制を調整するよう指示をしております。

なお、他の課とも連携した全庁体制で監視活動をすることも視野に入れていきたいと考えております。

3点目「交通安全対策について」の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目のカーブミラーの点検及び修復についてお答えをいたします。

議員お説のとおり、今年6月、7月の台風6号、7号及び9月、10月の台風24号、25号と大型で強い台風が相次いで襲来し、住宅、農業施設の損壊や農作物被害、農地の土砂流出、樹木の倒木など大雨と突風で大きな被害を受けております。

カーブミラーも台風の強風の影響で支柱の倒壊やミラーの歪みや損傷、角度のズレなどが多く発生をしております。御指摘のカーブミラーの点検及び修繕については、村民や区長会からの情報提供による点検修繕

や担当課で村内設置のカーブミラーの状況確認を実施し、倒壊支柱の撤去やミラーの角度調整等を行っております。

しかしながら、交差点や曲がり角などの見通しが悪い箇所に数多く設置していることから、村内全域を網羅できていない状況もあり、継続的に確認調査を実施しているところでございます。

また、現在、各区から要望のあるカーブミラー新設工事及び補修工事を進めているところであり、今後とも、区長会、本部警察署、交通安全協会と連携を図りながら、歩行者の安全確保及び車両通行の円滑化の向上など、交通安全対策の推進に取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の「阿良区の阿波根昌光宅南側の道路は畑との段差が高く危険ですが、ガードレールがありません。ガードレールを設置するべきだと思いますがどうでしょうか。」について、お答えをいたします。

議員お説のとおり、阿波根昌光宅南側は、一部ガードレールが設置されておられません。防護柵（ガードレール）の設置基準、同解説によると車両用防護柵の設置については、車両が路外に逸脱した場合に乗員に被害を及ぼすおそれがあると考えられる区間の設置高さ（地盤から路面）の目安が2メートルとなっております。

今回御質問の場所に関しましては、地盤から路面までの高さは最大で1.1メートルとなっております、同設置基準には満たしておりません。ただし、車両用防護柵の必要性は、現地の状況により異なるため、設置に関しましては道路利用者、第三者への安全確保を図る観点から現場の状況を確認した上で、対応してまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

名嘉賓議員の2点目の「幼稚園の2年保育計画について」の御質問にお答えをいたします。

これまで一般質問にて、名嘉議員からの御質問事項や今年2月に実施した保護者説明会後の保護者の意見なども含め、検討委員会で課題解決を図り、2019年度実施に向け取り組んでいるところでございます。

では、名嘉議員の1つ目の「幼稚園の職員は何人体制になるのか。職員の確保はできる見込みかどうか。」についてお答えをいたします。

6月の答弁にて各園、正職員2人、臨時職員1人または2人、預かり2人の体制を考えているとお答えをいたしました。その後、教育委員会や総合教育会議を経て、各園、4歳児正職員1人、5歳児正職員1人、臨時職員1人、預かり正職員1人、臨時職員1人の体制で取り組みたいと考えております。1園あたりでまとめますと、正職員3人、臨時職員2人の5人体制を計画、検討しております。

現在、2019年度実施に向けて人事の調整をしており、2年保育スタート時には、しっかり体制を整えて臨む所存であります。

2つ目の「幼稚園児の制服はどうするのか。」についてお答えをいたします。

北部地区で幼稚園児の制服を採用しているのは、現時点で本村を除き、1カ所のみとなっております、そこも次年度は制服廃止となるとのことであります。本村においても幼稚園と協議を重ね、検討委員会にて2019年度から制服廃止の方針で決定しておりますが、帽子や体育着につきましては、従来どおり採用をしていきたいと思っております。

3つ目の「夏休み中は預かり保育をするとのことでしたが、その間の昼食はどうするのか。保護者負担はどうなるのか。」についてお答えをいたします。

夏休み期間中の昼食については、村内の民間業者へ委託をいたします。

保護者負担については、村が助成をし、可能な限り実質負担はないようにしていきたいと考えております。

4つ目の「夏休み中預かり保育を実施した場合の管理職の勤務体制はどうか。」についてお答えをいたします。

園長は、小学校長が、副園長は小学校教頭が兼務しておりますが、基本的に夏休み期間中の管理職の勤務体制については、小学校に園長又は副園長のいずれかが勤務しておりますので、何かある場合は、すぐに相談できる体制となっております。

5つ目の「保護者への説明会はまだ1回しか行われていないそうですが、実施に向けた説明会はいつ行う予定なのか。」についてお答えいたします。

1月中には運営体制を整備し、整い次第、保護者説明会を実施することで準備を進めております。

6つ目の「遊具の設置計画はどうなっているのか。」についてお答えをいたします。

6月の答弁でもお答えいたしましたが、2019年度にブランコ、シーソー、鉄棒などを整備していく予定であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

2回目の質問を行います。

まずF-35Bの訓練の状況と基地に隣接している住民の状態について、村長の考えをもう一度伺いたいと思います。

5日の訓練の日は、5日それから13日も村長は出張中で、体感といいますか、これはできなかったと思いますが、5日の訓練は真謝・西崎区は12時05分から20時13分まで、約8時間以上の間、騒音にさらされました。真謝・西崎区の測定点はLHDデッキからは離れた場所にあるんです。その直下では、議員たちも私もあと職員もいましたが、頭痛がするほどの爆音で、非常に激しい爆音でした。進入路の近くには葉たばこ畑もあるんです。それとトウガン畑もあります。その地域ではこの訓練が日常的に行われた場合、継続した農作業はできなくなるんじゃないかと、私は感じています。

そしてその隣接する西崎区の周辺には、私の母親は96歳になるんですが、一緒に住んでいないからよくわかりませんが、兄の話によると不発弾処理があったときも、今回のF-35Bの訓練があったときも、日中は老人ホームでデイサービスに行っているんですが、帰ってきてからも爆音があったということで、狂ったような動作をするそうなんです。それから周囲に隣接した住宅には、小学校5年生と中学校生が2人いる家庭もあります。高校受験を控えた中学生もいます。「イライラして勉強ができない」ということを言っていました。そして生後6カ月になる乳児を抱えている親もいます。そういう騒音測定をするだけではなくて、周囲の人々がどういう感情で暮らしているかということも、実態把握をしていただきたいと思います。

そしてきのうの新聞、琉球新報は一面で、タイムスも書いてあります。赤旗も1面でトップで書いてありますが、安倍政権は18日、日本の新たな軍事方針、防衛計画の大綱と2019年から2023年度の武器調達計画を示す中期防衛力整備計画（中期防）を閣議決定したということで、この中では護衛艦「いずも」と、それから同型の「かが」、この護衛艦を攻撃型空母にしようという計画があるそうです。そこにはF-35B、自衛隊もF-35Bを中期防で18機調達をする計画だと言われています。米軍と自衛隊の共同演習訓練は、日本全国、それから海外でも行われているんですが、伊江村でもこれから自衛隊も含めたF-35Bの訓練が行われる可能性が私は強いと思っております。そういう将来のことも考えた上で、対処すべきだと思いますが、村長の地域住民は最低でも昼休みは訓練を中止してほしい。そして最低でも夜間は訓練をやめてほしいという、最低限の要求を出しているんですが、村長の決意のほどをもう一度、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

最初の答弁でも申し上げましたが、基地に隣接する皆さんに対しましては、日ごろから大変御苦勞をおかけしているというふうに思っております。そして事故等があるときには、本当に心苦しく思っているところであります。先ほど名嘉議員からありました、その周辺の皆さんの状況については、今後しっかりとその辺の実態調査もやっていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、G7、G3の大佐に説明を受けました。その中でどういう飛行機をやるのかというのは、あちらから説明がありませんでしたので、私から聞いてそういう部分だと。F-35Bの話もありませんでしたので、F-35Bも訓練する予定かと聞いて、その中に入っているというようなことで、どういった飛行機がやる、訓練するというのは、最初の説明はありませんでしたので、私はあえてハリアーだけの訓練をするんですよねという部分で聞いたら、ハリアーは今訓練していないと。ハリアーの後継機であるF-35B、そしてCH-46の後継機、大型ヘリであるCH53の訓練を中心にここで訓練をやるということがありました。その辺の部分を受けて、防衛局長に要請をしたときには、平成元年にハリアーを受け入れしてから30年が経過をしているわけでありまして。その間に、沖縄県の基地をめぐる大きな状況はかわってきているのは、当然局長も御存じですし、県民の感情も非常に変わってきている。そういう中で、ハリアーの後継機ということで、騒音も非常に高いといわれるF-35Bがそのハリアーの訓練を引き続き踏襲をして、伊江島のLHDで訓練するという事は、その辺の部分を「はい、そうですか」ということで、村としてこう踏襲、米軍は踏襲しているとの考え方もわかりませんが、村としてあるいは30年前と違って、現在のこの村民の基地に対する感情も非常に変わりつつあるという部分の話をさせていただきまして、行政報告でも最初の答弁で申し上げましたが、あらゆるこの今回の訓練によって生じる、基地の負担の増大に対して、あらゆる角度からの負担軽減策を強く要請したのが、12月11日の防衛局の訪問でございます。そういうことで、一義的には防衛局のほうでいろんな軽減策を示してほしいという部分も申し上げましたが、そういうのがなければ、村からもしっかりとその軽減策を今後まとめて要請をしていくということも申し上げております。そういうことでしっかりとこの基地負担、先ほど名嘉議員がおっしゃられたいろんな状況に対応すべく、どのような負担軽減策があるかという部分を第一に考えて、こちらから要望、提案をしていきたいというのが、今の現状であります。基地の周辺の皆さんにおかれましては、先ほども申し上げましたが、その辺個別の説明もありましたが、どのような軽減策ができるかも、しっかりと検討をしていきたいと思っております。

いくつかの軽減策についても、村として私としても担当課としても持っており今、申し上げることはできませんが、今後しっかりとその辺をまとめて負担の軽減策は国のほうで、しっかりとやっていただきたいという思いですので、周辺の皆さんの思いをしっかりと受けとめて、負担軽減策を実施して、ハリアーの後継機といわれるF-35B、あるいはLHD改修に伴う訓練再開による負担増大を最小限にとどめていきたいという思いであります。

○ 議長 渡久地政雄君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

周辺住民の声を十分聞き取った上での対策をぜひ、やっていただきたいと思っております。それからこの写真は、船舶が運んだ燃料タンク、タンクローリーとそれからハンビーに積まれた燃料を積んだ車の写真です。資料を提供しているんですが、次の2枚目は、その米軍が運んだトラックによって、倒された道路標識、それからその北を通って曲がる畑、葉たばこ植え付け準備畑の状況です。1回潰されて、肥料を入れた後、また二、三日したら、また潰されたと本人の話を耕作者の話を聞いたんですが、一回目は我慢したと。これは二回も

やられたものだから、大変腹が立っているんだけど、「被害要求まではしない」というようなことを言っていたんですが、ぜひ米軍のやりたい放題、道路標識を踏み潰しても何とも思わない。また畑を潰しても謝罪も何もしないという態度を許してはいけないと、私は思います。それからこの道路標識の、今はもう撤去されているんですが、道路標識以外に、きのうパトロール中の警察の話を聞きましたら、おとといまた平良鉄工所の西側の道路を北側に回って、また右に曲がるときに、葉たばこ準備畑を潰されたと。これ事故処理したそうなんです。事故を起こした米軍のほうから警察のほうに連絡があって、事故処理をしたそうです。そういう通り道もはっきりわからないような状況なんです、米軍は。担当部署のほうでも、どういふふうな指導をしているかわかりませんが、その辺のところの説明をしてください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

先ほどの件につきましては、現在県道181号線伊江島空港川平線において、農業基盤整備促進事業の暗渠排水工事が進められている状況にありまして、村民の皆さまにおかれましても、迂回通行していただいている状況にあります。そこで米軍においても、従来の通行ルートの変更が必要となりまして、海兵隊と伊江島分遣隊等で想定内といいますか。迂回路として今、通行が可能であった場所を通ったということですが、大きな車両であったためにそういった事故があったのかなと感じております。いずれにいたしましても結果的に道路標識や畑への被害が発生している事態にありますので、防衛局を通じまして、事実関係の確認、そして被害状況、そういったものについて、しっかりと確認していただきたいと今、要望しているところでございます。

また、道路標識の倒壊後の復旧につきましては、県警と防衛局で調整を図っているところでありまして、修復工事については県警が先に行いまして、経費負担を防衛局が行うと。その後に米軍と精算を行うという手はずになってございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

事故を起した場合の補償については、日米地位協定18条第5項イの1によって、事故を起した場合、米軍が75%、日本側が25%負担するということになってはいますが、そういう負担割合での補償請求はする方針ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

日米地位協定において、そういった規定があることは認識しておりますが、今回の事案について、個別で今把握できておりませんので、防衛局のほうに確認をしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

日米地位協定の改定の問題が今、大きな問題になっているんですが、日米地位協定で決められたことさえも守っていないというのが、今の実情だそうです。すべて日本が米軍の事故についても、泣き寝入りとか、日本政府が負担するというような状況をなくすことは、これは今後どういう事故が起こるかもわかりません。そういうことを考えて、小さい金額だからということで見過ごさないで、申請、請求の仕方はやっていた

きたいと思います。

それから次の、騒音測定についてですが、12月13日にもF-35Bの離着陸訓練が行われましたけれども、宜野湾市など基地渉外課は、13日の騒音測定結果は日報でまとめておりまして、私はこの13日の日報を14日に、向こう宜野湾市のほうから送っていただきました。ところがこの沖縄防衛局の5日の騒音測定結果については、14日この訓練が行われてから9日もたってから村に、そして村からまた私も提供されたんですが、9日もたった後に騒音測定結果が連絡されているんです。13日分については、まだ報告されていないと。

それから5日の防衛局の測定結果については、離陸が35回、着陸が35回、海上旋回が7回、ローパス、これは低空飛行だと思いますが8回、合計85回となっているんですが、政策調整室の監視した報告書によりますと、KC130と見られる飛行機が着陸4回、2回離陸を確認したと報告されています。ところが防衛局の資料は、これはLHDデッキ運用に係る騒音値、飛行形態、飛行対応別報告ということになっています。KC130の離着陸については、騒音測定結果表に反映されていないのではないかと私は思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

この監視時間内においてこのKC130と思われる飛行機も離発着したと。ただ、離陸と着陸が整合性がとれない部分は、監視しているところから見えなかった部分もあろうかと思えます。

議員がおっしゃっているこの飛行対応別の騒音値につきましては、今のKC130の数値が入っているのかどうかを再度、確認したいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

防衛局の数値はLHD運用に係る騒音値なんです。この飛行回数についても、着陸、離陸、それから海上旋回、ローパスと目視できるようなものなんです。海上旋回している。あるいは低空飛行をしている離着陸をしている。これは機械では判別できません。目視したものが反映されているわけです。ですから防衛局がまとめた数値はLHDデッキを利用したときだけの数値ではないかと私は思いますよ。どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

議員がおっしゃることも理解できますし、この数値、騒音測定値に時間がかかったというのも、まさにそういうことなのかと思えますが、防衛局の職員もその時間、監視をしております、この監視をして着陸、離陸、そしてローパスしている確認をした時間の数値をこの測定データの中から拾い集めるのに時間がかかったのかなというような感じもいたしまして、今回は確かに議員がおっしゃるとおりLHDデッキの運用に係るものに特化して、この表がつくられているのかと。この監視に基づいた数値を出すために、若干時間がかかったのかなと思っております。議員がおっしゃるのも理解できますし、再度防衛局に確認はしたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今、国会では野党がいろんな資料を政府に要求しても、隠ぺいをしたり、改ざんをした資料を出すような

ことがあるんです。私は沖縄防衛局がやっていること。辺野古でやっていることを見ると、政府の一部ですから、防衛局も。出す資料については100%信頼することはできません。そこで、宜野湾普天間飛行場と同じように、普天間は8カ所ある騒音測定器のうち7カ所は県の、1カ所は市独自のものだそうです。運用については、防衛局任せにしないで、県にも協力してもらって、独自で測定できる騒音測定器を、特に今は固定されたところだけでなく、もっと西側、西崎、真謝もそこに設置すべきだと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

現在、県の環境保全課のほうから、本村に対しましても、次年度以降のこの測定器の貸し出しと申しますか、県のほうが購入したものを貸し出すことも可能ですよというお話をいただいております。設置するところが探せるかというのも、課題ではあるんですけども、そういう話があります。嘉手納、普天間のほうでも県が設置している部分もございます。この設置している意図というのが、はかりかねてはおりますけれども、現在県から言われている部分で貸し出しが可能であれば、何らかの方法でできたらということを考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

ぜひ防衛局任せにしないで、自力で測定できる方法をとっていただきたいと思います。

それから監視している職員の待遇についてですが、ぜひ時間外手当については、もう一度検討していただきたいと思います。時間外労働については、割増賃金も必要になってきますし、代休で済ませていいものかどうか。私は代休制度ではなくて、時間外手当を支払ってほしいと思います。

時間がありませんから、幼稚園問題に移りますが2点目の「制服についてはなし」にするということですが、かばんについてはどうか。それから昼食、夏休みの昼食についての金額はどうか。それから4つ目の管理職の勤務体制については、現行と変わらないのかどうか。その3点、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

かばんについては、今確認をまだとっておりませんので、この検討している最中でありまして。体育着等が必要ですので、かばんにかわるもの等は十分必要になりますので、これかばんもやるのか。ほかのもので対応するのかについても、確認を今後していきたいと思います。

それから夏休み期間中の昼食については、大体350円程度のものを今、考えているところであります。あと、管理体制については、夏休み期間中も、校長または教頭がずっと出勤をしておりますので、管理体制については、何かある場合は、管理者で対応。現行と変わらないということです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

交通安全対策について伺います。ガードレールについてですが、路面までの高さが最大で1.1メートル以下ということですが、私きょう朝、測ってきました。1.2メートルありました。そこも一度測ってガードレールの設置をやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

済みません。私が測ったところは1メートル10センチでありました。10センチの誤差はありましたけど、答弁書にもあるとおり、目安が2メートルとなっていますが、ただし防護柵の必要性は現場の状況によって異なりますので、もうちょっと必要性を現場の状況を確認した上で、対応をしてまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

ぜひ安全対策をもう一度、測定点は私と違うようですから、もう一度測定し直して、交通事故が起こらない、被害が起こらないような対策を講じていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時48分)

○ 副議長 亀 里 敏 郎 君

再開します。

(再開時刻15時00分)

次に1番 渡久地政雄議員の登壇を許します。1番 渡久地政雄議員。

○ 1番 渡久地 政 雄 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

件名1. 米軍伊江島補助飛行場「LHDデッキ」の完成に伴う最新鋭ステルス戦闘機F35B等の訓練についてであります。

米軍伊江島補助飛行場内に強襲揚陸艦の飛行甲板を模した「LHDデッキ」工事が完了しました。去った11月20日に米軍関係者から村長へ報告した後、わずか2週間後の12月4日にF-35B戦闘機2機が伊江島に飛来しました。

その日は、伊江島補助飛行場周辺を旋回した後、離着陸は行いませんでしたが、翌日12月5日は、正午過ぎから午後9時頃まで訓練が行われました。

そこで、政策調整室職員、議員、周辺住民、マスコミ関係者が注視する中、凄まじい爆音を轟かせながら、3機が交互に離着陸をする訓練が行われていました。

今日まで村としては、これ以上の基地機能強化に断固として反対してきたにも関わらず、MVオスプレイ、F-35Bステルス戦闘機、CH53大型輸送ヘリ、さらに米空軍のCVオスプレイも飛来予定との話を聞き、地域住民を始め、村民を脅かし騒音被害が増すばかりであります。

そこで、お伺いします。

①今ある騒音測定器の設置増について村の考えはあるか。

②沖縄防衛局伊江島出張所の必要性について。

以上、2点について伺います。

○ 副議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻15時01分)

再開します。

(再開時刻15時01分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

渡久地政雄議員の、米軍伊江島補助飛行場「LHDデッキ」の完成に伴う最新鋭ステルス戦闘機F-35B等の訓練について、にお答えいたします。

「LHDデッキ」の完成に伴うF-35B等の訓練については、先ほどの名嘉議員への答弁と重なる点があることを御了承いただきたいと思っております。

まず、在沖海兵隊からのLHDデッキの完了報告とF-35Bの離着陸訓練の開始に至る経緯について述べさせていただきます。

11月20日、在沖海兵隊G7のクラーク大佐とG3のハムストラ大佐からLHDデッキの完了について、報告がなされました。限られた時間の中で施設の概要説明と「12月から訓練が行える環境が整った」「運用する機種はF-35B、CH53、その他の航空機が運用される」等の説明があったものの、訓練形態や運用開始、日時などの詳細な報告はなされませんでした。

報告から2週間後の12月4日には、事前の通告なくF-35Bが2機飛来しLHDデッキ上空を数回旋回しているのを確認、5日には3機が飛来し、12時10分頃～15時10分頃にかけて17回、さらに16時55分頃から20時13分頃にかけて18回、合計35回の離着陸訓練を確認しております。

さらに、一週間ほど空いた13日、16時過ぎから19時45分ごろにかけて、19回の離着陸訓練を確認しております。

既に完成している施設の全容や開始されている訓練内容などの詳細な説明がないまま、運用が進められることは誠に遺憾であり、今後の訓練内容について具体的な説明を求めるとともに、想定されるすべての負担軽減策を実施するよう、12月11日に沖縄防衛局の中嶋局長へ要請を行ったところでございます。

それでは、1つ目の「今ある騒音測定器の設置増について、村の考えはあるか」について、お答えいたします。

沖縄防衛局が設置している真謝・西崎の二つの騒音測定器については、固定型で毎日24時間の測定が可能で、月締めデータについては、議会の都度、議員の皆さんにも提出をしているところでございます。

議員の御質問については、既存2か所のほかに設置増の考えはないかとの認識でお答えをいたします。

現在、真謝公民館と個人所有の牛舎屋上に設置をしている騒音測定器ですが、真謝区においては「より訓練場に近い場所へ移設したほうがよい」との御意見がございました。

村では、訓練場に近い場所を検討した経緯もありますが、騒音測定器の設置には「提供施設外の土地」に「電気供給が可能な場所」で「測定器を固定できるコンクリート施設等の頑強な建物」に設置する必要があり、機能性、安全性等においても場所が限られている現状にあります。

まずは、既存の騒音測定器の設置場所を検証するとともに、当面は今後の訓練形態に対応した迅速かつ適正な運用が図られるよう沖縄防衛局と連携を図りつつ、状況把握に努めてまいりたいと思っております。

2つ目の「沖縄防衛局伊江島出張所の必要性について」お答えいたします。

沖縄防衛局の組織図を見ますと嘉手納町にある本局のほかに、那覇防衛事務所、名護防衛事務所、金武出張所があります。

防衛省の地方防衛局組織規則によると防衛大臣の承認が得られれば、出張所を設置することは可能のようですが、国の防衛政策や防衛施設の再編、機能の変化等によって地方防衛局内の組織の改廃がなされているようでございます。

現在、米軍に関連した事故や被害が発生した場合、沖縄防衛局の関係課の職員が、比較的、迅速に現場に派遣され適切に処置されており、地元にも配慮しつつ対応していただいている現状もでございます。

議員の御質問の趣旨は、今後のLHDデッキを使用した訓練形態の変化を想定したものかと存じますが、F-35Bの離着陸訓練が始まった矢先の段階でございますので、今後の状況を見定めながら慎重に対応して

まいりたいと考えております。

○ 副議長 亀里敏郎君

1番 渡久地政雄議員。

○ 1番 渡久地政雄議員

それでは再質問を行います。

この質問、米軍関係の質問に対しましては、ベテランであります名嘉議員のほうがとても詳しくて、その中では今回の質問の中に重複する面も多々あるとは思いますが、私なりに調べた結果を報告を兼ねて質問をさせていただきます。

答弁にありましたとおりLHDデッキの完成報告から、わずか2週間足らずで12月4日、5日、そして13日にF-35B戦闘機が飛来して、5日と13日には離着陸訓練が行われました。そのときは私たち議員は日には違えど、全議員で目視をしたと聞いております。その中において私は12月5日に、数名の議員、政策調整室長はじめ職員、地域住民、マスコミ関係者の方々と訓練を見たわけではありますが、先ほど名嘉議員が言ったとおり、もう言い表しようがない爆音で、このような爆音、いまだに聞いたこともないし、今後これが続くと大変なことになるなと思いました。その後、常に不安を抱え、基地と隣接する真謝区、そして西崎区の住民からもどうかしてほしいと、直接要請を受けました。本日の紙面にもマスコミの紙面にも掲載されておりましたが、11日には村長が沖縄防衛局へ要請を行っております。住民を代表する私たち議会においても意見書が可決された際には、全議員で関係機関へ出向き、意見書に記した事項について、遵守または改善するよう強く要請を行いたいと考えております。

そこで村長、12月11日沖縄防衛局へ出向き、直接中嶋局長へ要請を行っております。内容といたしましては、既に完成している施設の全容や開始されている訓練内容などの詳細が説明がないまま、運用が進められることは、誠に遺憾であると。今後の訓練内容について、具体的な説明を求めて、想定されるすべての負担軽減策を実施するよう、中嶋局長へ要請を行ったところであります。その件については、名嘉議員の質問の中に答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

そこで、私の質問の、①今ある騒音測定器の設置増についてですが現在、沖縄防衛局が伊江島への設置しているのはたったの2基であります。皆さん御存じのとおり、西崎区と真謝区の公民館のこの2基であります。しかし、ほかの市町村の状況はどうかというと、村長、室長のほうには、私資料を届けてありますけれども、合計で41局設置しているんです。県としてもそれを詳しく言いますと、なぜそれをやったかということ、初めに、少し長くなりますけれども、沖縄県は昭和58年3月に那覇空港周辺地域、昭和63年2月に嘉手納、普天間飛行場周辺地域について、航空機騒音にかかわる環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定を行い、航空機騒音の監視測定を行いました。

そして平成27年度末現在、3飛行場周辺に周辺市町村の測定局を含め41測定局を設置しており、その内訳は嘉手納飛行場周辺で21局、普天間飛行場周辺で15局、那覇空港周辺で5局であります。そして平成9年3月からは航空機騒音自動監視測定システムの導入を推進して現在、飛行場周辺市町村の測定局を含め32局が電話回線により測定本部とオンライン化されていて、そのシステムは航空機騒音識別センサーを内蔵しておりまして、航空機が発する騒音値と電波を同時に観測することにより、航空機騒音の判別を行っている。そして平成21年に同システムを更新して、その集計処理されたデータ及び周辺地市町村の集計データを取りまとめて、これが瞬時にデータが管理、その情報がわかるというシステムだそうです。そこにおいて、「たったの今、2基しか」と私表現したんですけれども、これからいっても、もっと要請、要求、県もこれだけやっているわけです。御存じのとおり、そして嘉手納町は独自で3カ所、嘉手納飛行場が東西に長いそうです。そして東に1つ、西の屋良区に1つ、そしてセンターに1カ所と、先ほど何度も名嘉議員が防衛の

信用できないようなことも言われたとおり、向こうも防衛だけのものでは信用度の問題があつて、県、防衛、そして独自でそれを設置をして、それをすり合わせて、瞬時にその日のうちにデータができていますと聞いております。これからしても村長、こんなにずっと前から以前から県がこのように測定器を設置しているわけでありまして。村独自としても設置する考えはないでしょうか。今2基を移動するとかどうのこうの言っていますけれども、もっとまずは最初に増やす計画はあるかどうかお尋ねします。

○ 副議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

先ほど第1回目の答弁で申し上げましたのは、防衛局のこの騒音測定器は、民有地でないと設置できないという制限があると、私は伺っております、そういう中ではこれまでもっと近いところに測定器が設置できないかということは申し上げてきましたが、それは基準があつてなかなかできないということでございます。村独自の件については、後ほど答えさせていただきたいと思いますが、まずはこの県の測定が、嘉手納、普天間、那覇空港で設置されているというのは、初めて知った経緯でございます。そういう中で今後のF-35Bの飛来によって、伊江島空港に相当の騒音の被害が出るということについては、県の基地対策課も把握をしていると思っておりますから、その中でやはりこれ瞬時にモニタリングをして、すぐ市町村にできるということですから、まずはその辺を伊江島のF-35Bの訓練、あるいはLHDの運用開始に伴って、騒音が要するにひどくなるという被害が出てくるという前提のもとに、県にこれと同じように伊江島の米軍の補助飛行場の近くにも、もっと県として騒音測定器を2基ぐらい設置してほしいというようなことを、今後まずは第一点にそのことを県に要請をしてまいりたいと思っております。そのことが、モニタリングの中で瞬時に解析ができて、集計データが得られるような感じを受けていますので、まずはそのことを県と調整をしながら、可能性といいますか、設置できるかどうかについて、まずは調整をして要望をして、その後に村の独自の固定器の設置については、検討をしていきたいと思っております。このハンディータイプの騒音測定器は、政策室長からもこの前の目視、立ち会いのときに必要性があるということですので、補正予算の審議もさせていただきますが、その辺の計上もお願いをしているところでありますので、とりあえずはハンディータイプ、手持ち的なものを確保いたしまして、固定化については、まずは県の中での要請もしながら、防衛局につきましても、提供地外になりますので、結構遠いところになりますから、それよりは県のものは近くの民有地のところでもできるのではないかと考えていますから、まずは県にお願いをして、そういう中で厳しいというのであれば、村の独自の騒音測定器の設置を考えていきたいと思っております。

○ 副議長 亀里敏郎君

1番 渡久地政雄議員。

○ 1番 渡久地政雄議員

はい、わかりました。先ほどの答弁では、提供地内はできないということでありまして、提供地外のほうでは基地の近くに場所が結構、探せばあると思っております。何か電気供給とか、測定器の固定できるコンクリート施設がないとできないとか。頑丈でないとかどうのこうの言われていますけど、これ西崎区民の民家、逆に「希望者いませんか」ととったら、希望者いると思っております。頑丈な屋上にでも、あるいは原野、本当に騒音の激しいところを探して、原野か畑地でも買い上げて、そこに頑丈にコンクリートで基礎を固めて、今離れているところから測定をするのではなくて、本当にうるさいところ「うるさき指数」をできるところに設置をしてほしいと思っております。

そこで去った9月定例会において、真謝、西崎区の民家へ防音のためのアンケート調査を行うということでしたけれども、実施されましたかどうか。もしされたのであれば、きょう現在のアンケート内容と、希望

が何パーセントなのか。教えてください。

○ 副議長 亀里敏郎君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

仮称でございますが、「真謝・西崎住環境負担軽減事業」と銘打ちまして、次年度以降、この事業予算配分、そういったものが可能であればということで、また村長の政策として今進めているところでございますけれども、真謝・西崎区におきまして8月にアンケートをとりました。このアンケートというのは、補助飛行場に隣接する両区の住民の皆様の防音住宅の中で、騒音被害に遭われている皆様がサッシを入れ替えたり、そして空調、クーラーそういったものを入れられるとした場合、「希望しますか」という質問でございました。回収率は56%ほどございまして、希望者が73%ございました。これをもとに、この事業の実施どのような形式でしか、施行の仕方ですね。そういったものやっていくのか、今後検討していくつもりでございます。

○ 副議長 亀里敏郎君

1番 渡久地政雄議員。

○ 1番 渡久地政雄議員

わかりました。今日まで本当に「うるささ指数」等とかで、国の予算が該当しないために、西崎・真謝区は本当に我慢を強いられてきました。そこで西崎区への村の予算では、これ計画をやると同ったんですけど、ぜひこれは国の予算で改善、修繕費、改善費を捻出させたいと思います。

嘉手納町は今現在、生活困窮者、そして生活保護者、受給者の方々には、その防音工事を行った後、2万円の年間、電気料ということでクーラーつけますから、やっていると聞いています。そして今後、一番うるさい屋良全区へ要請したいということ、嘉手納町の数名の議員からお伺いしております。ですから村長、我慢はしないで、遠慮しないで、今回要求すべきところは要求をして、国の予算、村の予算でやるのではなくて、国の予算で被害をこうむっている皆さんに対する助成をやるべきだと私は思っております。

そこで私、②の沖縄防衛局伊江島出張所の必要性についてであります。それから言いますと、現在沖縄には、嘉手納町の本局と那覇、名護、そして金武出張所があると伺っております。

まず嘉手納本局についてでありますけど、皆さん御存じのとおり、当時、那覇の泊にありました、とまりんから当時、嘉手納町長の宮城町長の時代に、島田懇談会事業で、嘉手納町へ誘致した経緯があります。そこで国に箱をつくらせて家賃収入等は町がいただいて、その収入から周辺整備並びに子供育英会等とかへ、活動費に還元していると聞いております。そして防衛局がいろんなところを受けて、そして業者へ委託をして、毎日飛来してくる外来機とか、それを目視続けさせているそうであります。

このような面々からでも村長、防衛局へ出向き、要請や抗議する。今日まで何か防衛局へ要請したら、防衛局も即伊江島へ来たりしているとのことでありますけど、そして事故とか、事件があるたびに私たち伊江村議会も村長も何回も防衛局に要請、抗議に行かないといけない状態、そして先ほど名嘉議員が言ったとおり、政策調整室の皆さんも毎日こうして呼ばれるのではなくて、この出張所を持ってくると、いろんなメリットがあると思います。そういうこともあって、私今回、ぜひ出張所を伊江島に持ってきてほしいと思ったわけでありまして。今後村長、LHDデッキが完成したら、頻繁に訓練が行われるのは、もう目に見えてます。もっと真謝・西崎区へもっと配慮して、防音工事、電気料の軽減を求めて、国へ要請しましょう。最初が肝心であります。そこで出張所を防衛大臣が許可をあげれば、「できる」ということでありますけど、村長もう強く今回、要求すべきところは要求して、国会へ直接、要請提出に行きませんか。いろんな面で、もうLHDができれば、本当に今後、村長が訴えている軽減どころではなくて、もう増すばかりです。それを

いろいろと起こってからではもう遅いです。嘉手納町は直接、議会でも国へ要請したらいろんな面で受理しているそうです。村長は要請はしているけど、このようにたちごっこでは、全然解決できないと思います。LHDができて強化するのは間違いありませんので直接、大臣にいろんな軽減負担、それを求めていくべきではないかと思いますが、どうですか村長、最後に。

○ 副議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

非常に心強い提案だと思っております。まずは嘉手納町における住宅防音の実態と、伊江村の騒音の実態というのは、渡久地議員もしかり、ほかの議員の皆さんもずっと住宅防音の指定をして、住宅防音を過去の首長の皆さん、議会の皆さんも要請をしましたが、なかなか指定する騒音の指数にできないということで、今回この村の単独事業で事業を実施していくということは、ずっと申し上げているとおり、その交付金を活用した義務的経費に充当をして、その捻出した予算で単独予算として31年度から予算実施をしていきたいと思っております。当然のことのように今回のLHDデッキによって、そういう騒音が増して、特に住宅が必要だということであれば、先ほど来申し上げているとおり、あらゆる角度での負担軽減策、あるいは国からなければ村として、いろんな要望、負担軽減策を要求していきますということをこの前、申し上げております。そういう中で国において、村が実施した費用について、今後助成をしていただきたいという要望は、当然のごとくその中に入ってくるものだと思っております。そういう中でこの電気料が、村独自ののか。この分も防衛の予算でくるのかどうなのかは、今把握できておりませんが、その辺も含めてやりたいと思っております。事務所の件も当然設置していただければ、ずっと名嘉議員からありますお互いの職員の超過勤務手当、その辺とか、まずは沖縄防衛局の出先がなくても、今後その辺のお互いの役場の職員の監視業務の分については、委託をしたいと。委託をする経費について、防衛局の予算で支弁していただきたい。その辺のものを含めて、あらゆる項目の中であらゆる負担軽減策を村としてまとめて要求していきますという部分でも申し上げております。当然渡久地議員がおっしゃっているその辺のことも、事務所の件も事務所ができなければ、ちょっと少なくなります、駐在員とか、役場の中に置いてもいいですし、今後いろんな角度から要望、要請をしていきたいと思っております。大臣の件につきましては、やはりしっかりと出先の沖縄防衛局がありますから、まずはそのところに村だけではなく、議会も必要ということであれば、代表で防衛局に要請をして、そのうち沖縄防衛局が本省のほうと調整をして、状況を見ながら村と議会で防衛大臣に面談、あるいは要請できるのかどうかというふうになっていこうと思います。せっかく防衛大臣に面談する上は、大臣もいい返答をしないといけないということだと思っておりますから、多分要望した中で、「できる分」「できない分」の話は、しっかりと地方の沖縄防衛局の中で、うちのほうに示されていくということだと思っております。それを受けていやこれはどうしても本省、あるいは事務次官、大臣のほうに要請をしたいということであれば、それはそのときに考えていいと思います。まずは沖縄の基地渉外については、沖縄防衛局が所管をしてある程度の権限も任されていると思っておりますので、沖縄防衛局にこのF-35Bの演習あるいはCH-53による騒音による基地の騒音被害については、沖縄防衛局に申し入れ、要請をしながら議会とも連携をしながら、対応していきたいというのが、私の今の考え方でございます。

○ 副議長 亀里敏郎君

1番 渡久地政雄議員。

○ 1番 渡久地政雄議員

あと1点ありまして、当時島田懇談会事業で、嘉手納町は持ってきましたよね。伊江島にもその当時、島田懇談会事業で建てたはにくすにがあります。そのほうは今、商工観光課も使ったりして、また空き部屋

もあります。そこも活用して、家賃収入を得てその出張所として、あるいは職員を派遣してもらって、そこに設置するのもいかがかなということも頭に浮かんだんですけども、何といてもやはり、旧西崎公民館、今空いていると思います。それと真謝公民館、そこに局長がオーケーであれば、だめだったら防衛大臣まで行きたいんですけど、もしこのLHDデッキが完成するにあたって、もう騒音が激しくなるのは目に見えていますので、「派遣してください」と、そして「国で借りてください」と、そして真謝公民館に家賃を払って収入を還元させて、測定器も増やして、そして現状を把握してもらってやるのがいい方法ではないかと思ひまして質問をしました。以上で、私の質問を終らせていただきます。

○ 副議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

要望については、こちらで決めるのではなく、まずは相手もいることですが、とりあえずこの「できる」「できない」の結果は抜きにして、この事務所の件については、しっかりとこの負担軽減策の一環として、まずは沖縄防衛局にしっかりと要望をしていきたいと思っております。

○ 副議長 亀里敏郎君

これで1番 渡久地政雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻15時36分)

○ 議長 渡久地政雄君

再開します。

(再開時刻15時39分)

日程第2 報告第11号 伊江村総合運動公園野球場整備工事(土木H29国債)の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第11号 伊江村総合運動公園野球場整備工事(土木H29国債)の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年12月3日に専決処分をした事項について、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

専決処分書をお開き願いたいと思います。

2. 契約の金額、(イ) 変更前の請負金額が5億9,724万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,424万円)、(ロ) 変更による増額契約額が383万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が28万4,000円)、(ハ) 変更後の請負代金額6億107万4,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が4,452万4,000円)、3. 契約の相手方 有限会社 真組・株式会社 輝男建設・伊江電気工事社 特定建設工事共同企業体。代表者 有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしております。なお今回の主な変更理由につきましては、バックネット設置を建築工事で実施をしておりますが、危険防止のためにバックネットの下部アングル、両足アングルへのソフトフェンス取り付け工事については、人工芝の設置後にしか施工できない状況になっておりまして、土木工事で実施をすることになり、今回の追加変更、増額契約となっております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで報告第11号は終わりました。

日程第3. 認定第7号 村道の路線認定について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第7号 村道の路線認定についての提案理由を御説明申し上げます。

道路法の第8条第2項の規定に基づく提案でございます。今回2路線の認定をしたいと考えております。1つ目は、路線番号が425、路線名が西江前集落道9号でございます。次のページに位置図もありますから、そこを参照にさせていただきたいと思っております。425号は起点が西江上325-2地番から、西江上307地番金城繁雄宅前を終点とする、延長150メートル、幅員は3メートルから5メートルの道路を今回、認定をしたいと考えております。

2つ目は、路線番号が426、路線名が西江前集落道10号といたしまして、起点が西江前265号の1番から、西江前272地番、玉城増生さんの牛舎の後ろ側から東に向けて、大城宅前を終点とする延長200メートル、幅員も3メートルから5メートルの道路の認定でございます。

425につきましては、現在、実施設計をしているところでございます。426につきましても、今年度で実施設計を実施する予定での提案路線の道路の路線認定となっております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております認定第7号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第7号 村道の路線認定について採決します。お諮りします。

認定第7号は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第7号 村道の路線認定について、認定することに決定しました。

日程第4 議案第71号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第71号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を、御説明申し上げます。

国の人事院勧告が平成30年8月10日です。沖縄県の人事委員会の給与勧告が、10月11日に勧告されております。その後11月6日には、閣議決定されまして、12月1日に国会において、公務員の給与改正法が成立しております。それに基づき今回、本条例の一部を伊江村の給与改定を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため、この条例を提案するものでございます。

なお、お手元に伊江村の給与改定のイメージ図が資料としてお配りされていると思います。これに基づきながら改正文については、総務課長から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

それでは伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

先ほどお配りいたしましたお手元の資料の平成30年度伊江村給与改定イメージ図をご覧いただきたいと思います。そのイメージ図で主な改正内容について、まず御説明をさせていただきたいと思います。上段枠の国・県の勧告ポイントが記載されてございますけれども、1. 月例給与につきましては、民間給与等の格差0.19%を解消するために引き上げることとしてございます。若年層を重点といたしまして400円から1,500円の引き上げとするものでございます。

2. ボーナスにつきましても、民間支給割合を踏まえまして、0.05月分引き上げて4.45月分とし、引き上げ分は、勤勉手当に配分するというものでございます。

続きまして、資料の新旧対照表、先にお配りしてございますけれども、お聞きいただきたいと思います。この新旧対照表で、条例の一部改正する条例について、御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表の1/20ページ、1ページをお聞きいただきたいと思います。新旧対照表の右側が改正前、左が改正後となります。第1条につきましては、平成30年4月1日にさかのぼって適用される条文となります。18条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。につきましては、沖縄県人事院勧告に準じまして、宿日直手当の支給額の限度額を改めるものでございます。

第21条第2項中「12月に支給する場合においては、100分の90」を「12月に支給する場合においては、100分の95」に改めるにつきましては、ボーナス0.05月分を引き上げ、平成30年12月支給の勤勉手当に配分する内容でございます。また、別表第1行政職給料表及び、7ページ以降になりますけれども、別表第2医療職給料表の改定を行うということでございます。

めくっていただきまして、20ページになります新旧対照表の最終ページになりますけれども、第2条につきましては、平成31年4月1日から施行される条文となります。第20条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の122.5」を「12月に支給する場合においては、「100分の137.5」を「100分の130」に改めるものでございます。これにつきましても、県人事委員会勧告に準じ、平成31年度から期末手当の支給割合を6月期と12月期で、平準化する改正でございます。

第21条第2項中6月に支給する場合においては、「100分の90」、12月に支給する場合においては、「100分の95」をそれぞれに「100分の92.5」に改める。につきましては、第1条で改正した勤勉手当0.05月分の引き上げを31年度は6月期と12月期で均等に配分をして支給するという内容でございます。

戻っていただきまして、改め文に戻っていただきたいと思います。議案第71号、先ほど村長が説明申し上げました提案理由をめくっていただきまして、改め文の1ページということでございます。その附則といたしまして第1項で（施行期日等）について規定しております。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。こととしております。第2項では、第1条の規定による改正後の伊江村職員給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することとしております。つまり、遡及を適用するというものでございます。第3項では（給与の内払）について規定しており、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定にする改正前の伊江村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととしてございます。改正後は遡及をして、差額を支給するという規定でございます。第4項（規則への委任）は前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした、委任の規定でございます。本条例改正に伴い給与改定につきましては、事前に職員、労働組合に説明をしまして、了承を得て、御提案申し上げているものでございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

この条例は正職員だけに該当する条例ですか。それとも非正規職員も含めたものですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

今回の条例改正につきましては、正規職員の給与改定ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

非正規職員は何名いますか。職員全体と、それから非正規職員全体人数と比率はどうなっていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

大変申しわけございません、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時56分)

再開します。

(再開時刻16時10分)

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

行政職、医療職、海事職を含めまして、正職員につきましては146人です。臨時職員については96人、これにつきましては作業職員も含めての数字となっております、全体で242人、臨時職員の割合が39%ということになります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

非正規職員96人、39%ということですが、非正規職員にも盆暮れはあるんです。正職員については期末手当、勤勉手当をアップするという提案ですが、非正規職員については該当しないということでしたが、盆暮れは全職員にあるんです。非正規職員に対する期末手当、この支給についてはやるべきだと思いますが、村長どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

名嘉議員が人数を聞きまして、そういう質疑かなということで予定はしておりました。私たちとしても、そういうことで、はい。盆暮れは一緒に来るという考え方でございますが、とりあえずはこの人事院勧告につきましては、正規職員に対する国、あるいは県の人事院の勧告ですので、それにつきましては、職員団体ともこれを遵守していくという分の基本的共通認識がございますので、今回提案をしているところであります。臨時職員につきましては96人ということですが、その中でも定臨で雇用している職員もいますし、通常いう月、1日日当でやる臨時職員もいますし、先ほどありましたように作業員も入っている、要するに臨時職員につきましては、この多種多様でございます。そういうことで今回の期末勤勉手当について

は、正職員のみベースアップということで考えております。名嘉議員からその辺の御質疑を受けるのも、あと1年ぐらいいかなというふうに思っております。

平成32年4月1日からは会計年度職員ということで、通常の私たちが使っている臨時職員というのは、職員が欠員したときに、臨時的に補給するのを臨時職員といいまして、通常今、臨時職員と呼んでいる職員は、会計年度職員ということで、1年の雇用期間によって、随時更新していくということになります。その中においては、ちゃんとした号給表も当てはめて、今よりもずっと待遇といいますか。その辺がよくなっていく。そういう制度の執行が平成32年4月1日から始まりますので、その中で今の臨時職員を整理して、会計年度職員を適正な配置をして、その中で雇用した職員については、名嘉議員がおっしゃるような、その辺も今後はこう手厚く、優遇していきけるのではないかと考えております。とりあえず御質疑につきましては、今回は正職員のみ期末手当の改正ということで、御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

臨時職員の中にもいろいろあるという説明でしたが、正職員と同じ日数働いている職員もいますよね。そういう方々に対しては、平成32年まであるかどうかわかりませんが、あと2カ年、会計年度でいうとあと2カ年後からは改定されるということですが、その間、村独自で非正規職員に、正職員と同等に働いている職員に対しては、期末手当を支給する考えはありませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほど申し上げましたが、一生懸命、臨時職員、あるいは定臨として、役場の業務で一生懸命頑張っているということも理解をしまして、先ほど申し上げました職員の中には、年次有給休暇も取得できますし、一部その中にも要するに、名嘉議員がおっしゃるような職員に近いような業務をしている定期定臨といいますが、定期任用の職員には、休暇もありますし、一部期末手当も支給をしている状況であります。通常言う事務用人、その辺の臨時職員については、期末手当の支給はないということでございます。今後、2年間どうするかということですから、その職員の毎日出てやる業務の内容によって、今後全ての臨時職員に期末手当を支給していくというのは、なかなか難しい面もありますが、その職員の今も現実に休暇も与えて、期末手当も支給している職員もありますから、個別の業務の内容によっては、その辺の拡大も今後は可能、必要性もあるのかというような感じでございます。それを受けて32年4月1日からは、より役場で働く職員も待遇がよくなっていくということで、私たちが期待をしているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

3点ほどちょっと、お伺いします。

ラスパイレス指数ということがありますが、この説明をお願いしたいことと。

それとそのパーセンテージがわかりましたら、パーセンテージ。

それと県内で何番目とか。それがわかりましたら、よろしく。わかる範囲でよろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

ラスパイレス指数につきましては、国の給与に対しての指数だということで御理解していただきたいと思っております。それと伊江村の平成29年度になりますけれども、ラスパイレス指数につきましては、91.8ということで、沖縄県の41市町村中33位ということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

県内で33番目ということですが、私たち伊江村、離島でありながらも職員は常に村民と接していて、いろんなボランティアといいますか。日常茶飯事もいろんなことを、職員は頑張っているところであります。この指数のほうをどれぐらいまで引き上げていただきたいかということにつきましては、いろいろとあるかと思いますが、できるだけ上げられるような対策はないか。あるかどうか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

ラスパイレス指数につきましては、国家公務員の給与を100とした場合に、伊江村の職員がどのぐらいの給与を支給、支弁されているかということで、端的にいうと国が10万円もらっていたら、伊江村は9万1,000円ということで、月給でなくて、年間的になります。そういうことで、これもこの職員の年齢、その辺の構成、あるいは採用が選考なのか。一般競争なのかその辺でも変わってはきますが、大体大まかには、国を100としたときの伊江村の職員は約9割の給与を支給されているということで考えていただきたいと思っております。

私も伊江村は離島でありながら、他の離島と比べていろんな業種にわたっているという部分は理解をしております。離島でありながら唯一、島内に米軍基地も抱えております。なおかつ、船舶事業もあります。ほかの地域にはない所有者不明、土地いろんな業務があるのも理解をしておりますが、そういう中で一時期、伊江村は非常にラスパイレス指数が低下していきましても、県内で後ろから3番目の時代もありました。そういう中で役場の職員のラスパイレスの一番いいところ、要するにあるべき位置という部分は、やはり90から92、そこが職員の中でも生活給として、支給をして安定的に仕事に専念できる。なおかつ小さい村として、村民からの御理解、あるいは他の団体、あるいは自営業の皆さんとの均衡の中で、90から92が伊江村のラスパイレスとしては、適切な水準ではないかというのが、前からの大城村長も含めて、私もその辺の水準で、ラスが相当85とか下がったときには、その辺を90から92の位置にできるように、給与の制度改革といいますか。村独自でやってきた経緯もあります。市とかになりますと95とか超えますが、私は91というのは、全体では33位ですが、41市町村のうち、市が11ですから。村が11ですか。残りは29は町になっていまして、町は2万人から3万人の規模の沖縄は町が多いわけですので、そういう33位というのが、村の中で何位になっているかは確認をしておりますが、今後、他の類型モデルの町村よりは、かけ離れて伊江村の役場の職員の給与が低いという事態はないように、今後とも給与については、注視をしながら、この給与改定についても、そういう考え方で臨んでいきたいという思いです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

村長の先ほどの答弁で、やはり大切なことは、伊江村の労働組合ですか。そこにやはり詳しい説明とか、そういったことをしていただいて、やはり職員がしっかりと働けるような環境にさせていただきたいと思

ます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほども申し上げましたが、人事院勧告はしっかりと守っていくというのは、村と職員との間の基本的合意、認識だと思っておりますので、その給与改定については、そこをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、職員の中ではその他の労働条件、勤務条件について、何かあれば今後要求があったことに対して、こう誠意を持って対応していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第71号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第71号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第72号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊江村堆肥センターの利用促進、並びに運営改善を図るために本条例の一部改正をする必要がありますので、条例を提案するものでございます。

なお、改正の内容につきましては、担当であります農林水産課長から御説明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

今回の条例改正の概要を説明申し上げます。これまで畜産農家から堆肥センター原料の牛糞でございましたけれども、現金で購入、支払いをしてきましたが、堆肥原料の現金購入を廃止し、対価として堆肥センターの製品及び受託作業手数料で生産を行い、堆肥の利用促進を図り、あわせて堆肥センターの運営改善を図りたいと思っております。

また平成31年10月1日から施行される消費税率の改正を見込み、別表、価格表でございまして、消費税抜きの価格にする改正を行っております。

それでは新旧対照表をもちまして、御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。新旧対照表の1ページ、第15条第2項「、清算することができる。」を「清算する。」に改める文言の整備を行っております。

別表第1、第15条関係でございますけれども、「消費税を含む」を「諸費税別」に改める改正を行っております。あとは以下のとおり、価格でございますが、消費税込みの価格から消費税抜きの価格に改正しております。

それともう一つ、種類の備考の欄でございますけれども、「牛糞」漢字の「糞」から、ひらがなの「ふん」に改める改正を行っております。

同項の備考の欄中「した金額を支払う。」を「する。」に改め、10円以下の切り捨てた金額を「払う」を「削る」改正を行っております。

続いて、新旧対照表の2ページをお願いいたします。次のページでございます。別表第2、17条関係、表の第2中「消費税を含む。」を「消費税別」に改めております。同じく同表の堆肥製品販売の項、価格の欄の消費税込みの値段から、消費税別の値段へと改める改正を行っております。

次に別表第3、18条関係でございます。これも同じく「消費税を含む」を「消費税別」に改め、同じく受託作業の価格の欄、これも消費税込みの値段から、消費税別の値段に改めて、金額に改めております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行する。と定めております。

以上で、伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

この条例に関連して質疑します。

これは広報と一緒に入っていた堆肥センターからのお知らせということでの価格表のものだったんですが、金額で定価とうたっているんですが、消費税抜きということで、定価ということでやっていたんですか。

それとこの3割引きというのが、今年度中で終わるといふ計画なのか。それとあと1点、フレコンバックですが、今、1袋500キロの袋だと思いますが、これはつり下げ式ですよ。つり下げて、それをそのまま2トントラック等に乗せて移動するという考えだと思いますが、現在使用しているフレコンバックのほうが、その使用に関して、使用しづらいという話が十分ありまして、フレコンバックの下のほうが開閉できるほうでしたら畑でトラクターか、ホイールローダー等でつり上げて、そのまま堆肥散布機の投入口に入れられるんだけど、フレコンバックで購入したくても、それをそのまま下から開けられないから、それを一回こぼさないといけないと。とても使用しづらいという話が最近出ているわけです。そのフレコンバックの牛の飼料ですか。会社等でも私一回、見たことがあるんですけども、下が開閉式のものがあったんです。堆肥センターで購入してそのままフレコンバックを変えることはできないか。

それと今現在、3割引きの価格差ですよ。完熟堆肥が今7,560円、税込みで、そして完熟堆肥の袋、1袋当たり15キロが210円、消費税別ですよ。同じ完熟堆肥で1トン当たりの差額からすると15キロのものを1トン買うとすると1万4,000円になるわけです。ということはバラの約倍、袋詰めを買うと。計算ではそうなりますよね。本当だったらバラを買って使いたいんだけど、その使いづらいというのが現状なんです。バラで購入して、畑のそばにおいて、結局はそれにトラクターのバケットとかついているやつとか、そういったものだったら散布機に直接、難儀しないで入れられるんだけど、バラで買った場合は、どうしてもス

コップ等でやらないといけないと。そして使用する時期が花農家でしたら8月から9月、ラッキョウでしたら植え付け時期が9月半ぐらい。早い人でしたら8月後半から始まりますよね。暑い時期にそういった堆肥の投入で、その入れるものに時間を要するととてもじゃないけど、入れるのが難儀でもう嫌だなという人が多々いるわけです。そういったことも含めまして、その差額分もあるので、この価格に関して、もう少し検討するところもあってもいいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

まずは今回、広報に入れました堆肥センターのお知らせということで、完熟堆肥、袋15キロ210円、定価300円というのは、今回の条例改正の新旧対照表の定価でございます。210円にした理由と申しますのは、村長の政策でもしまして、条例施行規則で割引きすることができるとうたわれておりますので、その辺の堆肥の利用促進をねらいまして、平成28年度に3割引きを行っております。またこの3割引きにつきましては、当面は継続していきたいと考えております。

あとフレコンバックが開くようなものにといいことなんですけども、当初、堆肥センターにおいて開くようなフレコンバックをたしか導入していたと思います。現場のほうに確認したいと思いますが、当初は下が開くようなタイプのフレコンバックが、在庫が切れてないのか。それとも何らかの理由で使っていないのかは知りませんが、後ほど、確認させていただきたいと思います。

あと価格の話なんですけれども、県内の堆肥センター、料金表等調べさせていただきました、値段表ですね。15キロ詰の堆肥でいきますと、名護の堆肥センターが307円、宜野座村の堆肥センターが326円、金武町の堆肥センターが270円、本部牧場が270円、津嘉山堆肥センターが280円から315円、沖縄有機が310円、石垣市の堆肥センターが390円、15キロ詰でそのような料金になっています。この7社の平均でも約314円よりも、うちは今現在、安価な210円の価格で売り出しているという状況でございますので、全体的に見ましても、まずは伊江村の堆肥センターが今のところ沖縄県で一番安い堆肥を販売しているということでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

わかりました。金額に関しては3割引きということで、大分安く出しているというのはわかっております。それとこの裏のほうにも、堆肥散布機も無料で使用できるということでもあります。ただ広報誌並びに防災無線等で周知しているのは何回か聞いたことがあるんですが、実際その散布機のデモンストレーションと申しますか。どこか農家をお願いをして、散布をしている状況。こういうふうにして使うんだよというようなデモンストレーションをやったことがないように、私は感じているんです。今年度は堆肥を入れる時期を終えておりますが、31年度はそういった堆肥が一番出る前に、その散布機のデモンストレーションと申しますか。散布機があって、こういうふうにして利用できますよという通知をやったほうが、より一層、堆肥の購入される方も増えると思います。次年度、そういった計画もできればやってもらいたいと思います。

それとあと1点、もう少しその価格に関して、各団体、JA、各団体に売り込みと申しますか。もう少し、周知する意味で足を運んでもらいたいと思います。せっかくいい堆肥があるのに、もう少し、結局ほかのところの金額以下で出しているわけですから、それをもう少し周知して、こういう価格で出しているということをもっと周知させる意味で、団体の何か会合があるときには、ぜひもう少しアピールできないかと思っております。最初はありました。何回か足を運んでアピールをしておりましたが、ここ最近、そういったアピー

ルって、めったに来ていないような感じもします。アピールもぜひできないかと思います。次年度に向けて、検討できませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

まず1点目の平張りの中にも入れるような散布機がございます。それにつきましてまた次年度、それとまたトラクターでけん引するようなスプレッターもありますので、作物別に時期を見計らいながら、デモンストラーションができるような体制を整えていきたいと思います。また、営業につきまして、今回も今年もやったつもりなんですけれども、各生産組合との総会、あるいは会合、役員会等にもこちらのほうから出向いていきまして、販売促進のピーアールをもう少し強力に営業をかけていきたいと思っているところでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

最初の質疑で継続的に村割引きをお願いしたいという話もしましたので、平成31年度もぜひ実行に移していただきたいというのが、農家の要望だと思います。そして私が考えるに堆肥センターの運営というのは、赤字が出ないで運営できれば、それが一番ベターではないかと思います。そこで利益を出すという考えではなくて、そこでマイナスが出ないで運営ができれば、それこそ本当に循環型だと思います。ぜひ31年度も3割引きを実行していただきたいと思います。最後に村長の意見をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

当然担当課においては3割引きの継続というような考え方もあろうかと思いますが、平成28年から3年間実施してきて、3割引きしてもなかなか堆肥の利用促進につながらないという現実を見たときに、定価の問題ではないのかという思いをしているところであります。この前、JAとの話し合いの中でもサトウキビのセーフティーネットの事業の発動が非常に遅くて、この圃場の準備、夏への準備とかこの辺に間に合わないで、セーフティーネットも2分の1の助成ですか。うちらも3割引きをして非常に安価で堆肥を購入して、利用できるわけですから、その中ではこの面積的に投下する堆肥の量が何か少ないとか、その辺の話もありますが、このような中でやはり事前着工をお願いしたらどうかという話をしているわけです。そういう制度が今はないということですから、事前着工願いを出して、伊江村においては早目に堆肥を購入して利用活用したいということを、今後JAであれば糖振協のほうに要請はしてほしいということを思っております。そういうことで今現在でも2,000万円以上の一般財源を堆肥センターに投入をしております。基本的に村の地力増進を図って、生産物の増大につながって、農家の所得向上、あるいは先ほど島袋 勉君がおっしゃっておいりました伊江村の持続的な農業をしていく中でのその循環型農業の構築に堆肥センターの果たす役割は非常に大きいと思っておりますので、今後3割引きについては協議をしていきたいと思っております。

そういうことでこのフレコンバックの下のスーパーで、その辺を私は議員の今の質疑を聞いて、2割引きにして、浮いたお金でフレコンバックの入れる袋を、それを改めていったほうがもっと農家のほうには利便性が高まるのではないかと考えておりますので、新年度に向けて30%を堅持するのか。その中で農家が使い勝手がいいような、その袋の交換にどのぐらいのお金が必要なのかを積算をしながら、総合的な中でこの堆肥の3割引き、あるいはフレコンバックのこの詰める袋については、検討をしていきたいと思っております。

いずれにしても、農家の皆さんに時期的に合わせて、堆肥が利用、活用できるように今後とも堆肥センターの所長をはじめ、職員で頑張っていけるように指導、管理はしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第72号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第72号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号 伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第73号 伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

重度心身障害者（児）医療費助成事業について、現行の償還払い制度から自動償還払い制度への移行及び入院時食事療養費の助成を行いたいことから、本条例を改正する必要があるため、条例を提案するものでございます。なお、自動償還払いへの移行については、制度上の改正によるものでございます。

今回の改正の中で、入院時の食事療養費の助成につきましては、伊江村単独での障害者の福祉政策ということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは本条例の改正内容につきましては、担当の福祉課長から説明させますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

それでは伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、大枠概要を申し上げ、条文の御説明をいたします。

初めに、重度心身障害者（児）医療費助成の対象者は、障害手帳1級、2級、育成手帳、知的障害者A1、A2の方が助成対象となります。対象区分は医療に係る公的医療保険の適用を受けた自己負担分、おおむね1割から3割の部分となります。

次に現行の制度と新たな制度の違いについて、御説明いたします。現行の制度では受給者が役場、窓口で領収書を提出して、手続を踏む申請主義ですが、新制度では村が受給者資格者証を発行し、医療機関を介し、診療情報レセプトが国保連合会へ提出され、連合会から市町村へ受給者の支払い情報が提供されます。これにより役場での申請が省略され、申請漏れや受給者の負担軽減が図られます。既に執行されております、こ

ども医療費助成制度の後追的な制度でございます。

次に、入院時食事療養費については、平成18年度に沖縄県の要綱改正により、入院時食事療養費が県の補助対象外経費となったことから、本村においても同様な適用としておりましたが、障害者福祉のさらなる充実を図るため、先ほど副村長の説明でもありましたが、村独自で制度を再構築する提案でございます。

それでは資料の新旧対照表をもとに、御説明をさせていただきます。第2条第2項で規定しております医療保険各法について、第7号を追加し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）を加えます。こちらは後期高齢者医療保険のことを示しております。

次に、第2条第3項中「、特定療養費」を、「保険外併用療養費、入院時生活療養費」に改め、「特別療養費」の次に「、入院時食事療養費」を加え、「並びに老人保健（昭和57年法律第80号）の規定による医療費及び老人訪問看護療養費」を削ります。こちらは保険給付の内容整理と入院時食事療養費の追加となっております。

次に、2条第4項中「及び老人保健法」を削ります。こちらは第2条第2項にて、第7号高齢者の医療の確保に関する法律に加わったことにより削除となります。

次に、第2条第5項第1項に規定されている、健康保険法「第43条」を「第63条」に改めます。

次に、第3条第1項、第2項を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の自立支援医療（精神通院医療費を除く。）、同法第70条の療養介護医療及び同法第71条の基準該当療養介護医療に係る自己負担額」に改めます。この条文については、障害者総合支援法の施行に伴い、児童福祉法から障害者総合支援法に規定されることによる改正でございます。

次のページをお願いします。第9条（助成金の申請）に係る規定として「第4項第1項の規定にかかわらず、沖縄県との重度心身障害者（児）医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱に係る契約を取り交わしている保険医療機関等に対し、受給資格者が受給資格者証を提示し、当該保険医療機関等へ医療費等を全額支払った場合は、助成金の申請が行われたものとみなす。」さらに第5号「受給資格者が前項の助成金の申請を行った場合は、保険医療機関等で生ずる医療費に係る一切の情報を、当該保険医療機関が伊江村及び沖縄県国民健康保険団体連合会に提供することに同意したものとみなす。」を加えます。第9条分の解釈については、保険医療機関へ受給資格者証を提出することにより、役場への申請を省略し、助成を受けることができる旨の内容となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成31年1月1日から施行する。としてございます。

以上をもちまして、伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、内容についての御説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

議案審議の途中ではありますが、本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長させていただきます。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

これ窓口負担はなくすということですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 亀里裕治君。

○ 福祉課長 亀 里 裕 治 君

一旦は、窓口医療機関での自己負担分の支払いが生じます。それが今まではその申請を役場の窓口に来て

いたんですが、医療機関での窓口負担は現状のとおり生じます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第73号 伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第73号 伊江村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第74号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

船舶運航費用等を勘案した貸船料に改定したい。これが、この条例案を提出する理由でございます。なお、お手元に資料がお配りされていると思いますので、それらを含めまして、担当課長の公営企業課長から御説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

それでは御説明いたします。

伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例といたしまして、別表第4伊江～本部の項料金の欄中「25万円」を「30万円」に改める。

次のページの新旧対照表の下線部分が今回の改正する内容でございます。附則といたしましては、（施行期日）1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。（適用区分）2項、この条例の施行に際し、施行期日以前に契約したのものについては、なお従前の例によるとしております。

先ほどお配りしました資料で、今回の改定の中で、現在1航海当たりの運航経費が、平均で27万7,000円と、基本料金を上回っているため、料金を現実的な価格へ設定するためでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第74号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第75号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についての、提案理由を御説明申し上げます。

その前に、この沖縄県消防指令施設の件について、初めての方もいらっしゃると思いますので説明申し上げますと、沖縄県消防指令施設は、俗にいう「センター119」と呼んでいます、「沖縄県消防指令センター」のことでございます。県内の36市町村の119番通報を一括して受けているのが、その消防指令施設センターでございます。各消防署や市町村に指令を出す、そういう119の通報があったときに、各消防署あるいは非常備消防のところには、市町村に指令を出す機関でございます。県内の14消防本部と消防署のない12の離島市町村が共同して整備を行い、嘉手納町のニライ消防本部内に設置をされております。

平成27年10月から一部運用、平成28年度4月より本格的に運用されております。沖縄県消防指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約は、平成30年4月1日から、「島尻消防、清掃組合」の衛生業務が南部広域行政組合へ、業務移管に伴いまして、「島尻消防、清掃組合」を「島尻消防組合」へ名称変更によるもので、今回のこの規約の変更ということになっておりまして、地方自治法第252条の6の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。以上が提案理由の御説明といたしますが、ページを開けていただきまして、先ほどの説明と重複いたしますが、沖縄県の協議会の規約の第3条中「島尻消防、清掃組合」を「島尻消防組合」に改めると。

第5条中も同じで「島尻消防、清掃組合管理者」を「島尻消防組合管理者」に改めるということでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改定規定は、平成30年4月1日から適用するという内容のものでございまして、この本議会に提案しているものでございます。以上で、提案理由の説明といたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第75号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。したがって議案第75号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、
原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日はこれで散会します。

(散会時刻17時06分)